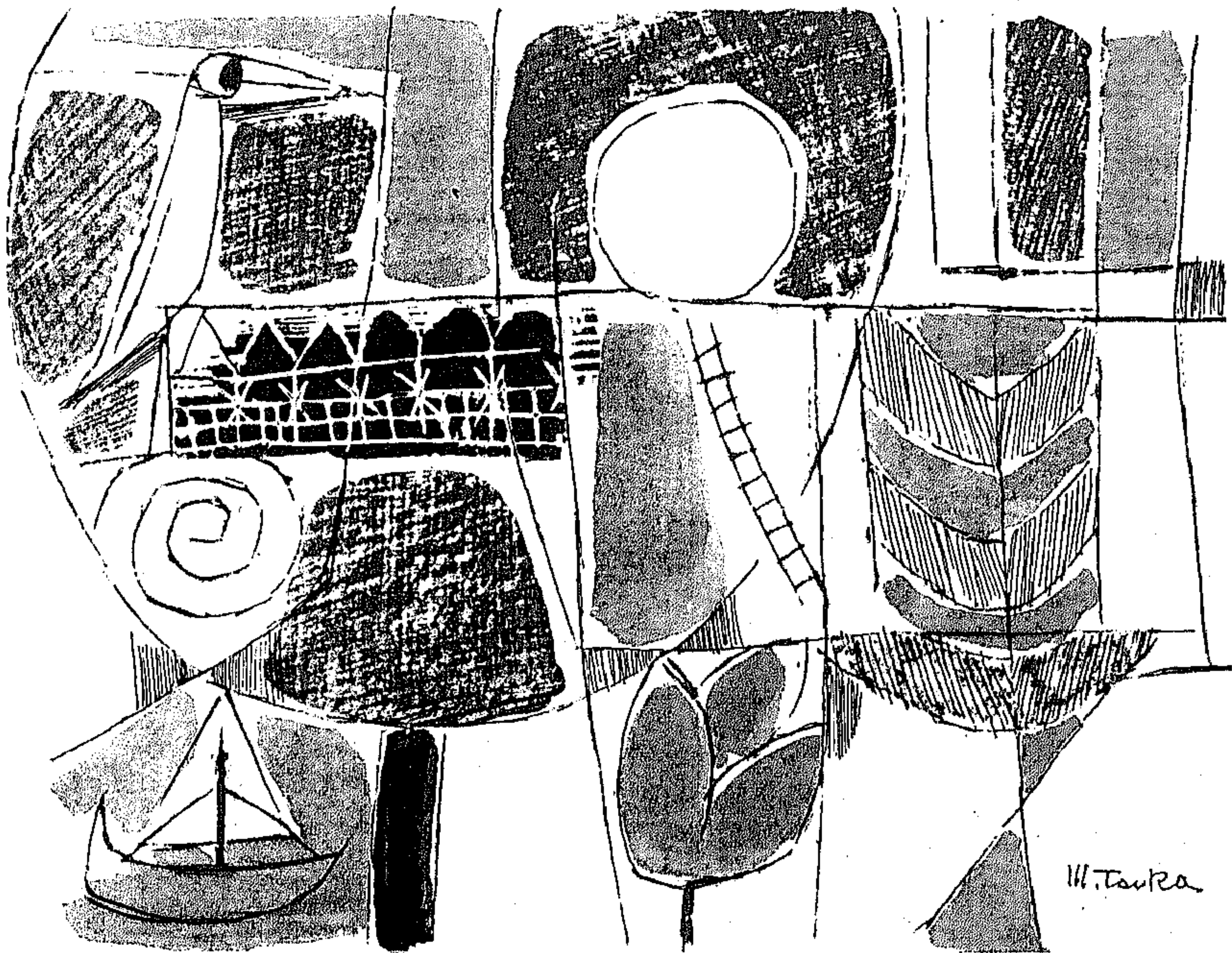


昭和28年5月30日第三種郵便物認可 昭和36年9月5日発行 (毎月1回5日発行) 第11巻 第9号 (通巻116号)

婦人少年者



W. Tarkenton

労働者家族福祉運動

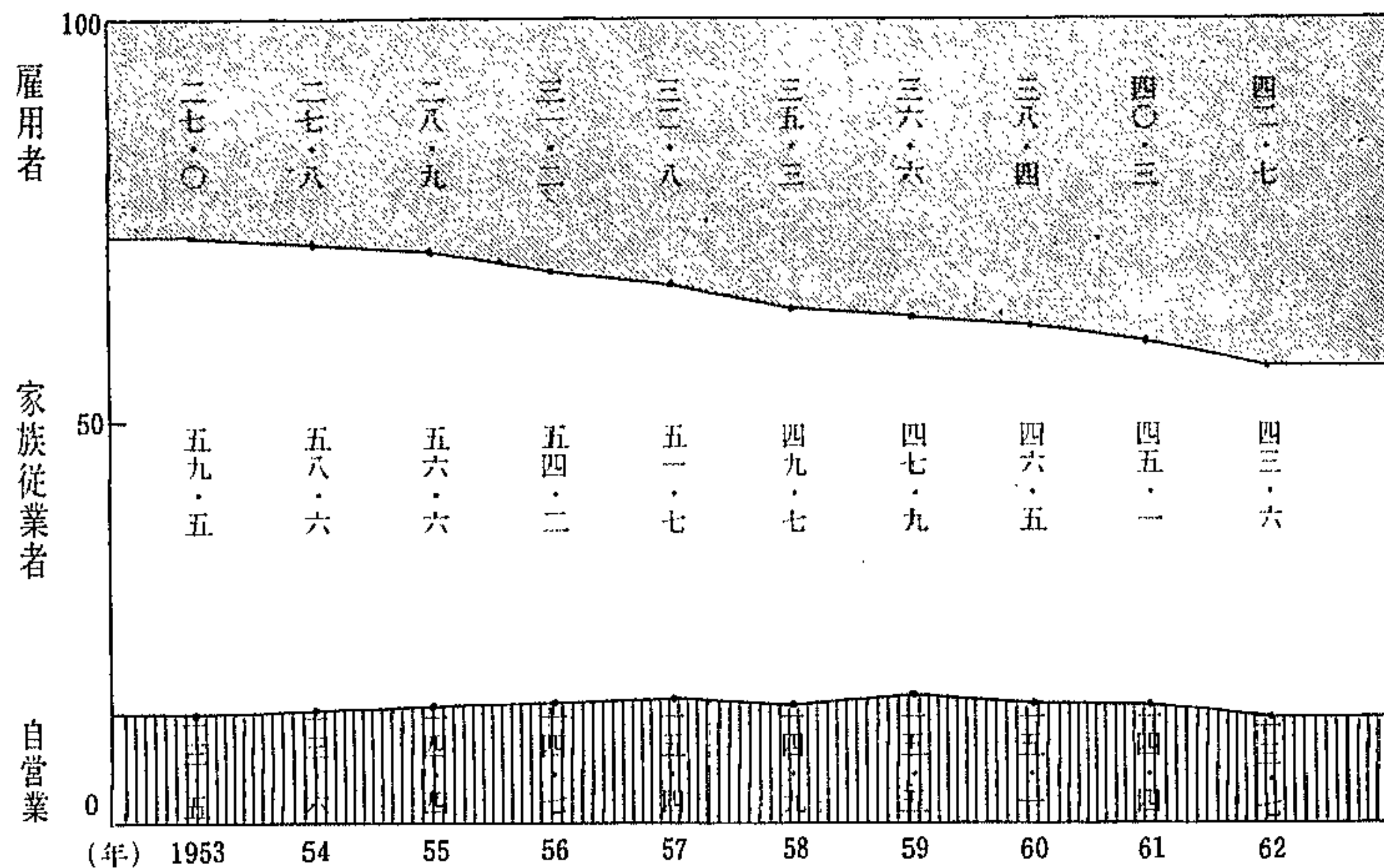
- ◆勤労者家庭と消費生活
- ◆勤労者世帯の動向と子女の教育費(資料)

9
1963

婦人少年協会

女子就業者の従業上の地位別推移 (%)

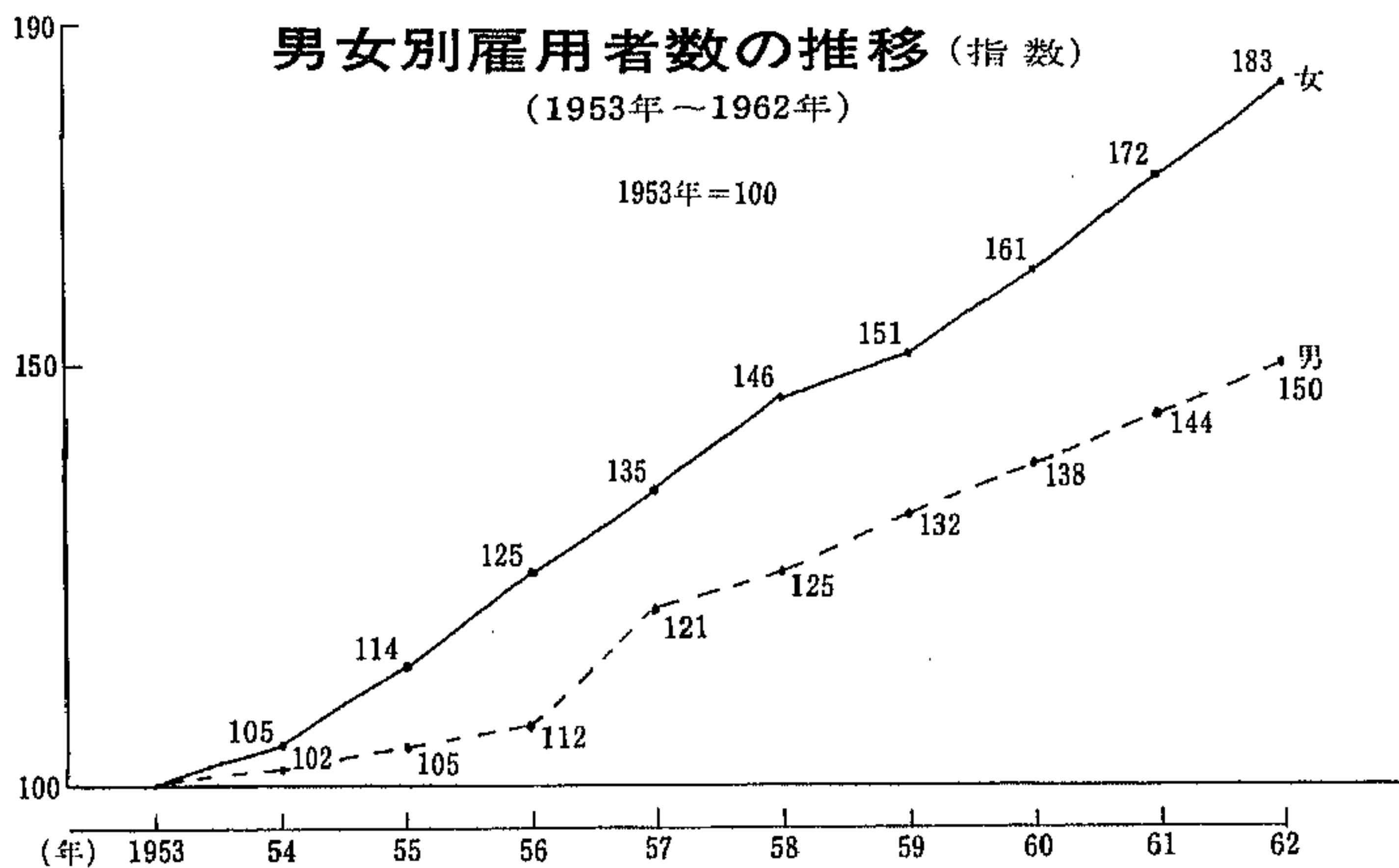
(1953年～1962年)



男女別雇用者数の推移 (指数)

(1953年～1962年)

1953年=100



総理府統計局—労働力調査

(本文29ページ1962年“婦人労働の実情”参照)

婦人と年少者 十一巻九号 目次

特集

勤労者家庭と消費生活……………高橋展子 2

すべり出した勤労者家庭消費生活
向上運動……………4

………労働者家族福祉運動実施要領……………5

モデル地区として……………日立セメント勤労課……………6

生活技術指導を受けて……………

(モ) (デ) (ル) (地) (区) (の) (指) (導) (に) (あ) (た) (っ) (て)
一年間の指導を省みて……………竹本 田鶴子……………8

「健康の増進」を中心に……………河野 恭子……………9

「働く婦人の家」の近況

* 「兵庫県働く婦人の家」……………松本 春子……………10

* 「福井県勤労婦人会館」……………戸 祭 ぶ じ……………11

協助力活動について……………婦人少年局庶務課……………12
年少者と職場の人間関係……………年少労働課……………15

『カウソセリシング』十講⑧……………畔上久雄……………18

資料室

勤労者世帯の動向と子女の教育……………19

女子保護の概況(昭和三七年)……………26

婦人労働の実状(一九六二年)……………29

働く婦人と年少者の法律問題⑨……………32

女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与額……………表紙 3

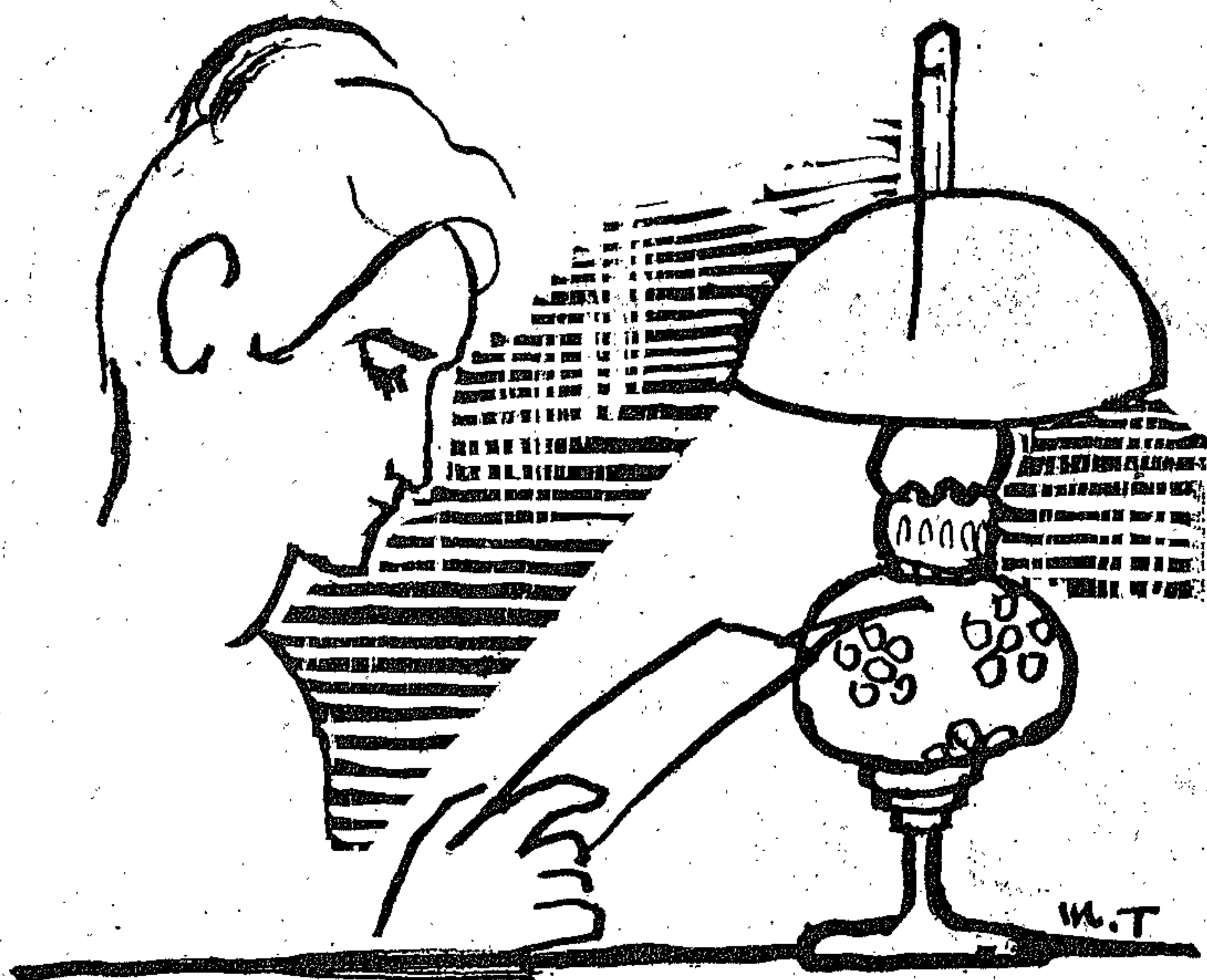
◇グラフ(婦人労働の実状より)……………表紙 2

◇第一二回働く年少者の生活文化座談状況について……………表紙 17

◇著書紹介「職場の女性」……………表紙 81

◇婦人少年局ニュース……………表紙 3

表紙・扉……………塚谷政義……………





勤労者家庭と消費生活

高 橋 展 子

消費生活の問題が社会的に大きくとりあげられるようになったのは、最近数年間のことである。というのも、大きくは近年の経済の高度成長に伴って、経済政策の重点が従来の生産者中心のものから消費者の保護育成を中心とするものへと変化する段階にきたこと、また新しい消費財が豊富に市場に出現するにつれて、国民生活の内容が、「消費革命」といわれるような急激な変化を示すとともに、そのアンバランスや消費物価の騰貴が目立って来たことなどのためといえよう。こうした動きの中で消費生活の問題は、今日まさに時代の脚光をあびて、いろいろな角度から研究や検討が行なわれているのであるが、本稿においては、「勤労者家庭と消費生活」という課題のもとに、消費生活の問題を基本的なところに立ち戻って考えてみることにする。すなわち、勤労者家庭における消費生活の意義というものを、いわば確認的に整理してみようとするものであり、そういう意味で、以下にのべることは、婦人課で扱う勤労者家庭問題及び消費問題に関する行政の出発点あるいは基本的姿勢を示すものにすぎない。

近代における家族の変遷は、一般に「複合的家族か

ら中核的家族へ」の移行として、あるいは「制度的結合から友愛的結合へ」の移行として、あるいは「生産単位としての集団から、消費集団へ」の移行としてとらえられている。また、このような移行によって、「近代家族」が形成されるとされ、さらに、こうした近代家族への移行は、資本主義の発展とともに必然的に進行するものとされている。

しかし、このような図式は、わが国においては、必ずしも型どおりに展開されてきたわけではない。すなわち明治、大正、昭和にわたってわが国の資本主義はかなり進展したが、反面、強力な「家制度」の原理の支配と、零細な家族経営の農家や商家の存在による経済的強制のため、戦前はもろろんのこと、戦後法律上の制度が改められても、なおかつ、いわゆる家族制度的な慣習は強固に存続し、近代家族の形式は遅々たるものであった。そればかりか、数年前までは、旧家族制度の復活さえ一部には主張されていたのである。

とは言え、こうしたいわば日本的な伝統も近年の技術革新を主因とする急速な社会変動の波の前には、ついにその根底をゆすぶられて来たと思られるようである。最近の各種の統計は、家族構成の単純化、

小家族化等、中核家族の増加を示し、また世論調査やジャーナリズムにあらわれる国民の意識も、急速に近代家族的性格を強く見せて来ている。かくて、ようやくわが国においても、好むと好まざるとを問わず、近代家族は普遍化の傾向を辿っているといえよう。

さてこうした背景の中で、勤労者家庭という社会階層は、現状において他のどの階層よりも近代家族的であるといえよう。すなわち、農家や商家などにおいては、近代化の波が急速な勢いで浸透しつつあるとはいえず、少なくとも現在では、生産共同体的性格を多分に維持し、またそのことから人間結合の面でも制度的なものが依然としてかなり支配力を持っているが、勤労者家庭においては、その家族構成や人間関係の面で、あきらかに、より「中核的」であり、より「友愛的」であり、またその経済的機能の面で、より「消費的」である。そして、ここではこの第三番目の点、すなわち「消費的」であるという点を限定的に問題としようとするものである。

本来、勤労者家庭はいわゆる生産手段をもたないという性格で特徴づけられる。そのことの意味するところは甚だ広汎であるが、消費生活との関連のみでとらえてみれば、彼等には食糧を生み出す一片の土地もなく、日常用品を自ら作り出しうる何等の道具もないということになる。したがって勤労者家庭における衣食住の営みの大部分は、外部からの物品あるいは役務の購入によってのみ可能なのである。一方、消費経済の発展は、一般に従来主婦の家事作業として多少とも生産的乃至創造的性格を残していた分野まで商品化する傾向を示す。既製衣料、既製食品、各種電気器具の普及等によって家事労働自身が、消費物資に依存してゆ

くことになり、それはとくに都市生活者において著しい。こうして、勤労者家庭、特に大都市の勤労者家庭は、典型的な消費集団となり、その家庭生活の営みはすなわち消費生活そのものとさえいえるようになるのである。

さらに、勤労者家庭においては、一家の収入源はいうまでもなく、夫、父あるいは母等の勤労収入であるが、その収入の性格は、いわゆる附合契約的なものであって、その金額は原則的には勤務先の企業によって決定されたものであり、非弾力的なものである。平たくいえば、勤労者家庭は限られた収入の枠の中での消費生活を組み立ててゆかねばならないのである。

こうしたことから、勤労者家庭においては、消費に関する問題——商品の品質、物価、流通機構、商品の選択等——が、他の階層よりも、本来的にきわめて大きな意味をもつべきものといえよう。しかしそのことについての各方面の認識は、少なくとも数年前までは十分であったとは、いいがたいようである。消費問題自体は専門家によってとりあげられることはあつても、勤労者家庭と消費生活という意識的な問題のとりあげかたは勤労者階層自身においても少なかったようである。このことは、たとえば労働者による消費生活協同組合の動きなどにも見られるのではなからうか。

先進工業国とくにイギリスにおける有名なロッヂデール公正開拓者組合（一八四四年設立）に始まる生活協同組合運動の歴史等とくらべると、そこには大きなへだたりが読みとられる。それというのも、さきにのべたように、わが国社会では、全般的に、近代家族の形成が、実体的にも意識的にもおそかったということと深く関連するものといえよう。

ところで注目すべきことは、近年のわが国の社会変動に伴う勤労者家庭の増加という現象である。最近に

至って、勤労者世帯数は一千万をこえ、わが国全世帯数の過半数を占めるに至っている。イギリスにおける勤労者世帯率九割には遠く及ばないとしても、長い間農家を首位としていたわが国の社会構造の上からみて、勤労者家庭のこのような増加は画期的なことといえよう。

この勤労者世帯の増加と機を同じくして、ようやく最近に至って、消費問題の重要性は前面におし出されて来た。それはどちらかといえば、高度経済成長によって国の生産力に余裕ができてくるとともに、需要の中心である消費者の動向に、関心がよせられるようになったためといえる。とくに消費財購入に大幅に依存する勤労者家庭は、生産者側からいえば、有効需要の中心層である。近年の、そしてまた今後の消費経済の進展は、勤労者世帯の増加とその購買力の増大とに依存するところが大きいのである。こうして勤労者家庭の消費活動は、国民経済の発展のための大きな支柱としての役割を持つことになり、勤労者家庭における消費生活の問題が、新たに各方面から強い関心をもちられるようになった。それがたとえ経済政策面の要請に出發するものであるとしても、この問題への関心が強まったことは意義が深く、また歓迎すべきことといわねばならないであろう。

つぎに角度をかえて、勤労者家庭の機能との関係で消費生活の内部的な問題を考えてみよう。すなわち家庭に本来的に期待される諸機能を、消費生活によってどのように充足してゆくべきかという問題である。

勤労者家庭の機能、乃至社会的役割というものは、一般に「家庭」あるいは「家族」の機能とされる「性的充足、子女養育、情緒的安定、衣食住の充足、老病者保護」などの他に、「労働力の再生産」——世代の上

での再生産と労働力の継承をふくめて——があげられる。もちろん他の階層の家庭においても、広義の労働力再生産の機能は存在するものであるが、勤労者の場合は、生産手段を持たないばかりでなく、その労働に代替性がないところから、労働力再生産ということがとくに大きな意味を持ち、したがってその家庭は労働力再生産の場としてとくに強調されるのである。さてこのように勤労者家庭の機能は理念的にはいくつかに類別してあげることができるのであるが、その具体的充足を消費生活との関係でどのように考えるべきであろうか。

家庭生活というものは本来きわめて個別的なものである。それは各家庭の形成条件や好みに応じて行なわれるプライベートな営みである。したがって各家庭はその消費生活をどのように組み立てようとする自由であつて、三度の食事に事欠きながら、ステレオを購入したとしてもいささかもさし支えはない。各家庭はその異なる必要度に応じて自由に消費選択を行なうことによつて、無意識のうちに、いわゆる限界効用均等の法則に従つて動き、その家庭にとってのもっとも合理的な行為をすることになるとさえいわれる。その限りにおいて、勤労者家庭の消費生活もその内容はとかくの批判や評価の外にあるというべきであろう。

しかし近年の商品の大量生産化は、一方に品種の画一化規格化をすすめて、選択を事実上制限する一方、マスコミの非常な発達に伴つて、いわゆるデモンストラーション効果による購入の強制が行なわれているといわれる。また都市生活における生活の社会化は、公共施設に依存する領域を拡充する。ここに限界効用均等の一般理論は、当然には実現を期待できないことになる。

さらにまた、前にのべた勤労者家庭の特殊なロ

ルとしての労働の再生産という点からみるときは、勤労者家庭は、それぞれの好みとは別に、労働力再生産のためのミニマムのものをその消費生活の中に維持することが社会的に期待されるといえる。生理的な面でのミニマムは勿論、ある程度の社会的文化的な性格の消費もそのミニマムが確保されなければならないであ

ろう。すなわち、勤労者家庭の機能の充足という点から考えると、各家庭の消費生活は、相当に意識的に、均衡のとれたものとしてくみだてられなければならないといえよう。そして、そうした均衡のとれた消費生活を実現するために、勤労者家庭自身の努力もさることながら、

労働組合や婦人団体の活動、さらに企業を含む関係者の関心が必要であり、そうした層へのよびかけを含めた消費者行政の広汎な進展がとくに必要とされるであ

（労働省婦人課長）

すべり出した

勤労者家庭消費生活向上運動

労働者家族の福祉を増進することは、労働福祉の見地から、また経済発展、社会の安定向上の点からも重要な意義をもつものであり、この理念にもとづいた常時活動として、婦人少年局では、三十七年一〇月から向こう五か年の計画で勤労者家庭消費生活向上運動を開始した。

この運動は、均ここのとれた消費生活の実現をねらいとし、家庭生活の諸機能が円滑に十分に果たされるよう消費生活がととのえられ、生活内容が実質的に高められていくことを期待するものである。労働者や労働者家庭の主婦・使用者が、これを実践活動として取り上げることとをうながすものである。運動は、次のような各年次テーマを設けている。

（初年度）

・健康の増進のために消費生活をととのえる
（二年度）

・子どもの教育の充実のために消費生活をととのえる
（三年度以降予定テーマ）

・文化教養の充足のために消費生活をととのえる

・家族関係の情緒的安定のために消費生活をととのえる

・老後及び不時の際の不安からの解放のために消費生活をととのえる

運動の開始にあたって、まず五か年継続する運動の援助推進母体として勤労者家庭消費生活向上会議が発足し、また労働者の主婦の家庭生活技術を高めるためのセミナー等主婦の実践を援助する活動も行なわれた。さらに、労働者家族福祉対策の一環として、三三年以来行なっている各県の労働者家庭生活技術指導モデル地区を、本運動の実践地区とし、テーマに沿って指導を行なっている。事業場、労働組合、労働者家族の団体、婦人団体等も、自主的にこの運動に参加し、

行事や実践活動が徐々に進められていく。その状況を、各婦人少年室の報告からひろってみる。

（1）勤労者家庭消費生活向上会議
地方各県で設置された。経営者団体、労働組合の連合体、労働者の家族組織、新生活運動推進協議会や消費者団体等関係団体、労働基準局、県労働商工各部署や教育委員会等関係官公庁、有識者を主なメンバーとし、単一の事業場、労組をも含めて構成され、本運動の趣旨、ねらい等の理解、会議の設置についての検討、運動の進め方、テーマに関する意見や情報が交わされた。

会議の活動の進め方としては、まず参加メンバーが、各自傘下機関によりかけ実践をすすめることから始め、次回は、具体的な経過や成果、問題点等を持ち寄り検討しつつ運動を進めていくこととしたものが多い。

その方法として、簡単な実践項目をかける（愛媛）、モデル実践地区を設ける（秋田・奈良・和歌山・長崎）、主婦のグループ活動での実践をうながす（北

海道・茨城・群馬・新潟・山口）、新生活運動と協力して進める（秋田・徳島・佐賀）、調査・研究・懇談を行なう（群馬・徳島）等々、地方の実情に即した方法が討議された。

そして、主婦の組織づくりから進める（北海道・茨城・群馬・山口）、家計簿の記帳と検討の指導（北海道・岐阜・愛知・和歌山）、資料「テーマに関する実践のポイント」から項目をえらび実践をうながす（宮城・広島）、保健所等社会施設の活用をすすめる（京都）、家族検診・受胎調節指導、栄養指導を行なう（佐賀）等々が手はじめに実施されることとなった。

（2）主婦のための消費生活に関するセミナー
健康と栄養、家族の健康管理、健康増進のための住生活等、初年度テーマにもとづいて二一か所で開催された。

（3）モデル地区生活技術指導を通して
秋田等一七県が、運動開始の一〇月から本運動の趣旨・テーマにそって指導を始めている。内容は、運動の趣旨等の説明をはじめ、健康と衣生活、健康と食生

活、住居の工夫、豊かな精神生活、主婦の健康管理、病氣予防と早期発見、治療、家庭看護、マッサージ、健康と消費等が、講義・話し合い・セミナー・実習の形でなわれ、この機会に主婦の健康

診断を実施したものもみられた。
(4)事業場、労働組合、労働者家族組織、その他婦人団体等で、本運動に自主的に参加したもの
家事・家計の指導研究、家計調査の実

施、家族の健康と予防措置、母体保護、家族計画のよびかけ等を、講習会、話し合い、セミナー、講演会、スライド上映やパンフレットの配布などの形で行ない、レクリエーションや見学等を交え、あるいは家庭相談室を設ける家族検診、医薬品の支給を行なうなど、労使、家族組合協調のうえで進められつつある状況がみられる。

労働者家族福祉運動実施要領

一、趣旨

労働者家族の福祉を増進すること
は、労働福祉の見地からも、また日本経済の発展のうえからも重要な意義をもつものであるところから、事業主、労働者、ならびに労働者家庭の主婦、及び関係機関、団体等の労働者家族福祉についての関心と理解を喚起し、その目的のための活動が、自主的かつ積極的に進められるように促すために本運動を全国的に行なう。

二、運動期間

昭和三八年一〇月一日より二四日までの一〇日間

三、運動の重点

①事業主、労働者、労働者家族等の組織、その他関係機関、団体等が、労働者家族問題の重要性を十分認識し、その福祉増進のために必要な活動を積極的に進めようとする。

②この労働者家族福祉運動における

実践活動として、昭和三七年一〇月より開始した勤労者家庭消費生活向上運動(本年は、その二年度)について、

周知を図るとともに、事業主、労働者、労働者家族等の組織、及び関係機関、団体等の参加、協力を促し、また、この勤労者家庭消費生活向上運動の趣旨、目標とするところに沿ってそれぞれが自主的、積極的に常時活動を計画、実践するように働きかける。

③上記の勤労者家庭消費生活向上運動の二年度テーマを広く知らせるとともに、テーマに即して、労働者家庭の主婦の実践が活発に行なわれるための援助活動が事業主、労働者、労働者家族等の組織また、関係機関、団体等によって、積極的に進められるよう勧奨する。

(二年度テーマ)

子どもの教育の充実のために消費生活をととのえる。

四、実施事項

労働者の行なうこと

①労働者家族の福祉増進の重要性に関する広報活動(中央、地方)

②勤労者家庭消費生活向上会議の開催(中央、地方)

③勤労者家庭消費生活向上運動に関する特別啓発活動

・勤労者家庭消費生活向上運動に関する啓発、広報活動(中央、地方)
・勤労者家庭消費生活向上運動参加者の実績発表会またはセミナー

(地方)

④資料の作成、配布

事業主、労働者、労働者家族等の組織ならびに関係機関、団体等の自主的活動を促すもの

①勤労者家族の福祉に関する研究、調査、懇談等

②勤労者家庭における子どもの教育に関する研究、調査、懇談、講演等

(例)

- ・乳幼児の保育に関する問題
- ・子どもの教育と進路に関する問題
- ・子どもの教育費に関する問題
- ・子どもの心身の保健安全に関する問題

問題

・子どもの消費生活に関する問題
・就労している子どもの保護、教育に関する問題
・家庭ならびに地域社会の教育、保護に関する環境整備に関する問題等

五、資料

①勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査結果報告書(三七年度)

②勤労者家庭の教育に関する調査資料
(三八年度の勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査より抄出)

③勤労者家庭の教育に関する統計資料

④「婦人と年少者」十一巻九号

モデル地区として生活技術指導を受けて

日立セメント株式会社勤労課

わが国経済の急速な発展にともない、生産能力を十分に發揮するためには、労働力再生産の場である勤労者家庭の生活の向上は、欠くことのできない重要なことである。その家庭管理をまかせられた主婦は、家事の運営、子女の教育、近隣との接触等その責任は重大であるので、その指導については、

勤労課厚生係を中心にかねてから家族計画・会社専属の栄養士による料理講習会その他を企画し、実行してきた。

茨城婦人少年室から、当会社社宅を勤労者家族生活指導モデル地区とすることについて交渉があったのは昭和三十七年一月末である。

会社としては、これを好機会として採りあげることとし、三月十九日会社側から課長・係長・係りの三名、婦人少年室からは石井室長、担当の山田専任協働員、長島婦人問題相談員の三名、社宅主婦十名出席して打合せ会を開いた。講習会場は、会社集会所とし、月一回、各月第一月曜日をこれに当てることにした。主

題は、社宅主婦の代表者の要望により「家族の健康増進のための食生活を中心に、家計と家事の合理化と、家族関係について」と決定した。モデル地区の世帯数は九十、平均家族数は四名である。職種は、事務労働者二十一名、作業労働者六十九名である。文書連絡は、厚生係長と他一名、主婦会連絡員は各ブロックの社宅から一名ずつ三名とし、四月から受講を開始したのである。

昭和三十七年四月から翌年三月までの指導概要を表にして示しておく。

表に示したような指導項目について、指導内容を詳細に記した印刷物が主婦全員に配布された。これは、やむを得ない用事のために欠席した主婦にも手渡され、独自に調理できる便宜もあり、またこれをとじて置いて随時活用することができて主婦たちに喜ばれたものである。

二月四日に行なわれた反省会の席上、主婦はよく発言し、この講習から多くの事を学んだことが推察された。この一年間を通じて当番の者は進んでその準備に当たり、責任を果たし、また互いに非常に協力的であることを知った。

会社としては、従業員の健康増進のためには深い考慮を払い、専任栄養士が十分なカリキュラムを撰取できる献立をたて、既に一部の従業員に対しては、昼食を五十円程度の実費で給食を行なっているが、近い将来には全従業員に及ぼすべくしたい計画を持っている。従業員だけ

期日	指導項目	指導内容	出席者数	備考
四月十六日 (月)	第十四回婦人週間 生活に新しい秩序を育てよう 変化の多い今日の社会について	1 主婦として 2 母として 3 社会の一員として 私達に求められていることを考えてみましょう。 ヨロツパのくらし (県貯蓄推進委員会提供)	急遽に進展する今日の社会において三十八名	長島婦人問題相談員 室長
五月七日 (月)	おべんとう 映画	發育盛りの中・高校生のおべんとうを量質の点から特に考えたい。 鯨の生煮、親子焼、牛肉と鯨の佃煮、いかの照り焼き、魚の南ばん漬、竹輪のつけやき	四十名	山田専任協働員 室長 厚生係長
六月四日 (月)	一日の栄養のとり方 実習	主婦を基準にして一日の必要量を三十四名 考えてみる。食べたいもの、食べなくてはならないものを経済と結びつけてよい献立を立てられるように。 魚の丸揚げ・甘酢あんかけ・キヤベツ丸煮・支那風サラダ・フルーツゼリー	三十四名	山田専任協働員 室長 厚生係長
七月九日 (月)	講話 実習	夏休み中の子供のしつけについて ビタミンCの多い料理 キヤベツサラダ・フレンチサラダ・かぼちゃかんろ煮・支那風サラダ・ボルシチ	三十五名	長島婦人問題相談員 山田専任協働員 室長 厚生係長
八月六日 (月)	夏休み子供の料理実習 子供の食を心にかける	子供達と一緒にやさしい食事を作り、食事しながら食事の好き嫌いやお母さんへのお手伝いの事等話 三色ごはん・フレンチサラダ・カスタードゼリー	五十六名 (子供二名) 十八名	山田専任協働員 室長 厚生係長

の健康増進でなく、家族全員の健康増進が家庭生活の安定には必要であり、また経済的にも精神的にも安定を与えるものであると考えている。このような見地からしても生活技術講習は意義あることであり、今後も推進して行かねばならないことである。

健康増進は、食生活によることの比重が大ではあるが、住宅環境の整備、衣類の調整、その他家庭内のふんい気、家族の情緒の安定など家庭の主婦の認識は、技術面ばかりでなく高められて行かねばならない。幸いこのたびの講習を通じて主婦は非常に積極的であり、各自の向上に熱意を持っていることを知り、会社も従業員の福祉のために更に十分の力を尽したいものと考えている次第である。

なお参考のため、二月に行なったアンケートの項目を次に掲げておく。

家政技術指導講習会アンケート

- (会社側のアンケート)
- 家族数 名
- 1 実習した料理のどんなものが役立っていますか。
- (役立ったものと、その理由)
- A 料理が難かしかったですか。
- (1)簡単にできた (2)難かしかった
- 難かしかったのはなぜですか。
- B 材料費は高すぎましたか。
- (1)高い (2)適当 (3)安い
- 一食どの程度ならよいと望めますか。

- C 手数がかかりすぎましたか。
- (1)はい (2)いいえ
- D 当番に当たった人は見ているよりもっとわからなかったですか。
- (1)はい (2)いいえ
- E 実習しないで見ているだけでも勉強になりましたか。またどんな方法が良いと思いますか。
- F 次にどんな料理を実習してみたいとご希望なさいますか。
- 2 子供さん達の料理作りをどう思いましたか。また母親としてどんなことを望めますか。
- 3 栄養も考えてお料理の材料をそろえますか。
- (1)そろえる (2)適当に (3)家族の注文に応じて (4)その他
- A ご家族の方の好き嫌いをどんな風にお考えになっておりますか。
- B 何が一番嫌われますか。
- 4 一月の家計はいかがでしたか。
- 何か新しい工夫でもなさいましたか。
- 5 今年の予算は立ちましたか。
- (1)子供の成長に合わせて (2)将来にそなえて (3)合理的に (4)その他
- (5)予算らしきものは立てなかった
- 6 子供さんは身体の面からも精神の面からも健全に育っていますか。
- 現在一番心配なことは何ですか。

九月三日 (月)	若い人達にむく料理	肉、鯨等を使った洋風料理 ハンバーグステーキ、冷拌麺・肉串やき・餃子	四十一名	山田専任協助力員 室 厚生係長
十月一日 (月)	健康と栄養のお話 実習	一日の栄養必要量 材料のめやすと費用等 秋のお惣菜 いかフライ・南ばん漬・さつま いも揚煮、あじの柳川煮	十六名	山田専任協助力員 室 厚生係長
十一月十九日 (月)	豊かな生活	精神面でのお話 経済面でのお話	三十二名	長島婦人問題相談員 県貯蓄推進委員会 室 厚生係長
十二月十日 (月)	お正月を迎える準備	家計についてのお話 収入と支出のバランス 予算生活について お正月料理のいろいろ フルーツきんとん・日出かん・ 王子サラダ・チーズ・ハム・こい か漬・いか柚子味噌かけ・五色 なます・いか塩から	三十七名	山田専任協助力員 室 厚生係長
一月七日 (月)	献立についてのお話 実習	栄養と経済とを考えて 冬の食卓 揚げもち雑煮・ちり鍋・さつま 汁・けんちん汁	二十四名	山田専任協助力員 室 厚生係長
二月四日 (月)	座談会	一年をかえりみて (アンケート実施)	二十九名	山田専任協助力員 長島婦人問題相談員 県貯蓄推進委員会 室 厚生係長
三月四日 (月)	健康な衣生活	冬物の手入れ 毛糸の洗い方、ウールの洗い方 洗い張りの仕方 終了式の研究グループとして発足	五十名	山田専任協助力員 長島婦人問題相談員 室 厚生係長 勤労課長・厚生係長



モデル地区の指導にあたつて

労働者家族生活技術指導の実際

＊一年間の指導を省みて＊

竹、本田 鶴子

(熊本婦人少年室専任協働員)

働く人々の家庭が一層明るく、豊かになることを願つてなされるこの仕事が、家庭生活の中心である主婦の知恵の歯車の回し方にあることを考えた時、私の役

ありそうである。婦人学級で「近所づき合」というスライドを見せてもらったことを思い出し、次回にはそれを見ようと約束する。

三月は、やはり徳永主事を助言者をお願いして「近所づきあい」の映画を見て懇談に入る。視聴覚教育の目的は映画の見ばなしでなく後の懇談にあるので、主婦の発言を引っ張り出すのに苦心する。Aという奥さんの態度をどう思いましたか？ Bの奥さんのあり方は？ ともっていても、笑つて人、モジモジしている人で困つたが、前回にくらべずとなごやかな空気になった。テーマが身近な問題であつたのもよかったようだ。

四月「家庭教育について」映画「子どものくせ」「若い芽」を見たあと、次のようなことについて話し合いがされた。①子どものくせをなおすには②社宅や集

はじめは発言しにくいようであつたが①若い世代への理解と考え方②反抗期の子どもの指導というような事であつた。二回目は二月十五日「反抗期の子どもの扱い方」について協働員の社会教育主事徳永守氏に話していただいた。主婦からの質問はあまりなくて、これも同じ職場に主人を送り出してはいるがお互いに何のつながりもない、ということに原因も

団住宅での子どものしつけの問題。だんだん発言する主婦が多くなつて心強い。五月「主婦の生活設計について」徳永主事を助言者に映画「悪い子」「主婦の時間割」を見て懇談に入る。毎日毎日の主婦の生活に計画性をもつことの大切さがよくわかつたと発言した主婦のあつたのは何ともうれしいことだつた。

三回の視聴覚教育により少しづつこの会の内容や目的がつかめたようである。身近な問題を取り上げたのがよかったのか、主婦の方々と親しさを増し発言も多くなつたが、まだ何かかべがあるよう

で発言しながらも人の顔色を見て遠慮があり、思い切り話せないのは、御主人の会社での地位の差に問題がありそう。六月は室長も出席し「婦人週間の目標を通して見た婦人の地位向上について」の話をきく。近代化された社会に婦人はどうなればならないか、日本の社会はどのように変わっているか。消費生活、衣、食、住、レジャー、主婦の机の問題

といひ話であつた。生活に新しい秩序を育てる基本的態度を養い、めまぐるしい

日々押し流されず足をしっかり地につけたかといふ主婦になろうと話し合う。話の最中に当番が茶菓を出し、それに連れて子どもたちがソワソワし、母親もつれてさわがしくなりいふんいきがかわされる。毎回のことで、もうわかつてい

いのだかと思ふが注意する勇気がなく残念だつた。七月は労働基準局安全衛生課長のお話をきく。わかりやすいうえに大切な主人のことでもあるので特に熱心にきき災害から守る為に主婦としての気構えがうかがわれた。

八月は、この月から健康の問題を取り上げて「夏季衛生について」松本医師の話をきく。伝染病の恐しさを強く説かれ、環境衛生、予防健康診断等積極的な行動をうながされ、ことにツベルクリン反応後の処置にあやまりが多く医師の指示を受けるように話された。質疑では、

①粉乳の問題②夏の牛乳のくさりやすいこと③環境衛生思想の徹底④塵芥処理の問題等この日はよく発言があつた。医師会、保健所に働きかけ何らかの処置を取るといわれた。

九月は永芳栄養士に「栄養と健康」について話を聞く。現代の婦人は知識ばかりで実行力がたりないと指摘され、みな苦笑する。受験生の食事の問題、老人の食生活の問題等質問が出され、先月に引

十一月は生活改良普及員青木先生から「生活改善と家庭管理」の話をきく。①衣については収入の制限の中で分相応に②食については健康を維持するうえに必要な栄養をかたよらないように取る。子どもは栄養によって頭脳にも大きな関係があるし、母の味は子どもの不良化防止にもつながるといわれ、あらためて主婦の役目の重大さがわかつたという。住については主婦の場所を持つこと、主婦の働く場所の改善等。家計簿の問題では若い主婦のほうがよく記帳しているのがわかつた。十二月は最後の技術指導なので室長も

出席し反省会とする。①反抗期の子どもの問題と家庭管理の話はよかった。②視聴覚による映画教育は特によかった。③料理の講習も受けたかったが場所がなく残念だった。④夫の職場見学も要望したが、転勤などでできず来年はぜひやりたい。⑤なれない土地に転勤して来た、この会に出席して社宅の方々とも早く親しくなれてたいへん幸せであった。⑥もう一年続けたいとの要望もあった。七月からは主婦たちが自主的に書道・花道・料理・手芸の集まりを持っていたことはこの会の大きな影響ではなかったかと力たりなかったことを反省しながら、一つの喜びと今後この仕事でお役に立ちたいと心から思っている。

「健康の増進」を中心

河野恭子

(秋田婦人少年室専任協働員)

昭和三十一年四月から三十八年三月まで帝國石油秋田鉱業所の遊園地社宅の主婦一三二名を対象に生活技術指導を実施したが、その内容はアンケートにより希望をとり入れたものを主軸にした。一三二名という多くの主婦を対象に勉強をつづけていくことは、長い間家庭にこもっていた私にとっては不安であったがそれでも新しい知識をとり入れる準備期間は、雑事の中から生み出す時間のやりくりと新鮮な知識の導入によって私のファイトをかき立ててくれた。しかし社宅の奥さんとの交流は、一か月に一度短時間の話し合いで、なかなか成果もあがらない状態であった。数字に弱いというよりも数字を受けつけようという学習的傾向。実習には全員が参加するが、他の学習にはずっとへってしまふこともあった。

均こうのとれた消費生活をすすめる運動の第一年度の、「健康の増進」にあわせて身近な問題をとり上げて学習を続けたが、その一つ二つをあけてみると、一、衛生講話―医師を講師に身近な問題をとり入れて主婦として留意すべき点(1)諸伝染病について。(2)一般栄養について、特に離乳期の栄養について。(3)秋田県の要請(えいづめ)の風習の不衛生な点。(4)全国一高血圧の多い原因が食塩の多量摂取、副食物(特に蛋白質、ビタミン、海藻)の摂取少量による栄養のアンバランスにあることについての食生活の改善。(5)サリドマイド奇形児についての医学的知見。(6)県に多い横川吸虫は白魚類の生食による等、講義された。一般質問は非常に活発で、希望者の血圧測定及び健康相談等、時間のたつのも忘れるほどで、要注者五、六名に対し個別指導も行ない、後の指導は厚生係がバトンをひきついだ。

二、食生活については講義と調理実習を二か月にわたって行なった。講義はパンフレットを配布し、それを台所に貼りつけるよう指導した。

(1)栄養価と三色食品の関係。(2)食品の配合つまりバランスのとれた献立のたて方と見本。(3)栄養をとり入れた食品の買物計画。(4)栄養診断のための十五の質問について反省する。(5)計量の標準―目ばかり、手ばかりの標準。(6)台所のふきんの改善―大きさ、枚数を十枚位にふやし、常に洗濯して日光乾燥する、完全に乾燥したものを使用すること等。

◎調理実習、栄養価を計算した一日の献立のうち、昼食のサンドイッチ、夕食の魚のすり身を入れたロールキャベツの調理実習。

◎一月には餅を利用した料理を予定したがその実習の時間がとれずパンフレット配布で各自実施することにした。

三、健康と衣生活は洗剤の種類を用意し更にしみぬきの実習も兼ねて実習。

(1)手入れ、保存法―日常の手入れ、一週間の手入れ、季節毎の手入れについて勉強。(2)洗たく―繊維の種類を確認した上でとり扱う。洗剤をよく研究し目方をなるべく覚えて、洗剤と水と衣服の適当な割合を覚えること。洗濯機の種類と特長と使い方の注意。特にナイロン、テトロンの洗濯について。ア

イロンかけの予備知識。しみぬき、漂白のやり方

四、フォークダンス・レクリエーションを兼ねて戸外で実施、帝石油のグラウンドで県の体育指導の先生から民謡踊・フォークダンス四種類の教示を受けた。参加人数は少なかったが久しぶりに心地よい汗を流し、近くの会員のお宅でお茶も御馳走になり、親しみを増したことは、うれしいことであった。

五、NHK婦人学級の指導―一年間の講習が終了した後も、このようなグループの集まりをして話し合いがなされたら、団地族の欠点を補うことができるであろうと思い、NHKの「若い農民たち」を視聴後活発な話し合いの時間をもった。農家出身の奥さんはその実家のこと、都市出身の奥さんは種々の人間関係のむずかしさについて話し、意見を交流し合った。

以上、健康に関しての学習経過であるが、この外にアファン編、ピース編の実習をして好評を受けた。何しろ未熟な指導で、どのような効果があったか自信はないが、他の協働員や栄養士である室員の援助もありまして、一年間の勉強をすすめることができた。

モデル地区終了後、家政研究グループに移行、自主的に料理実習、編物実習と計画されて均こうのとれた消費生活をめざしてあゆみつづけていることは、私にとってささやか喜びである。

働く婦人の家の近況

兵庫と福井から

* 兵庫県働く婦人の家

松本 春子

兵庫県働く婦人の家の活動状況の説明
以前に先ず設立地の西脇市を中心として
の地域（二市三郡）の勤労婦人の実態を
簡単に述べてみましょう。

この地域の主産業は輸出先染織物であ
って、これを生産する事業場は従業員一
〇人くらいから一〇〇人迄の零細および
小企業場が約一千工場中九割を占めてい



会員による「勤労女性作品展」(兵庫)

るのです。そして、これらに働く女子従
業員の大半が遠隔地から集団就職して寄
宿舎生活をしている平均年齢十七、八歳
の青年女子であることです。従ってこの
人たちの人間一生を考える時、現在の娘
時代の過ごし方が非常に重要なポイント
になると思います。以上のような観点か
らこの働く婦人の家が若い働く女性にと
って有意義な福祉施設であるような活動
をしたいものと常に念願しております。

就業状態は午後一時四十五分を午前、午
後の交替時とする二部制と、昼の普通勤
務を併せての三部制になっているため、
その余暇に当館を利用させるために、開
館は次のように行なっています。

開館時間 八・三〇—二一・三〇

休館日 金曜

次ぎに活動状況について説明しますと
第一に、毎年労働省の提唱で四月中旬に
「婦人週間」九月には「働く婦人の福祉
月間」が全国的に展開されるので、この
期間には毎年行事を計画しています。本
年の計画事項は次のとおりです。

四月、勤労女性のつどい
1、本年のテーマ「社会的良心を育て

る」について女子従業員の座談会。
2、兵庫婦人少年室長の講演。
九月、勤労女性映画の夕べ、ソフトボ
ール・ピンポン大会、講演会の実施。

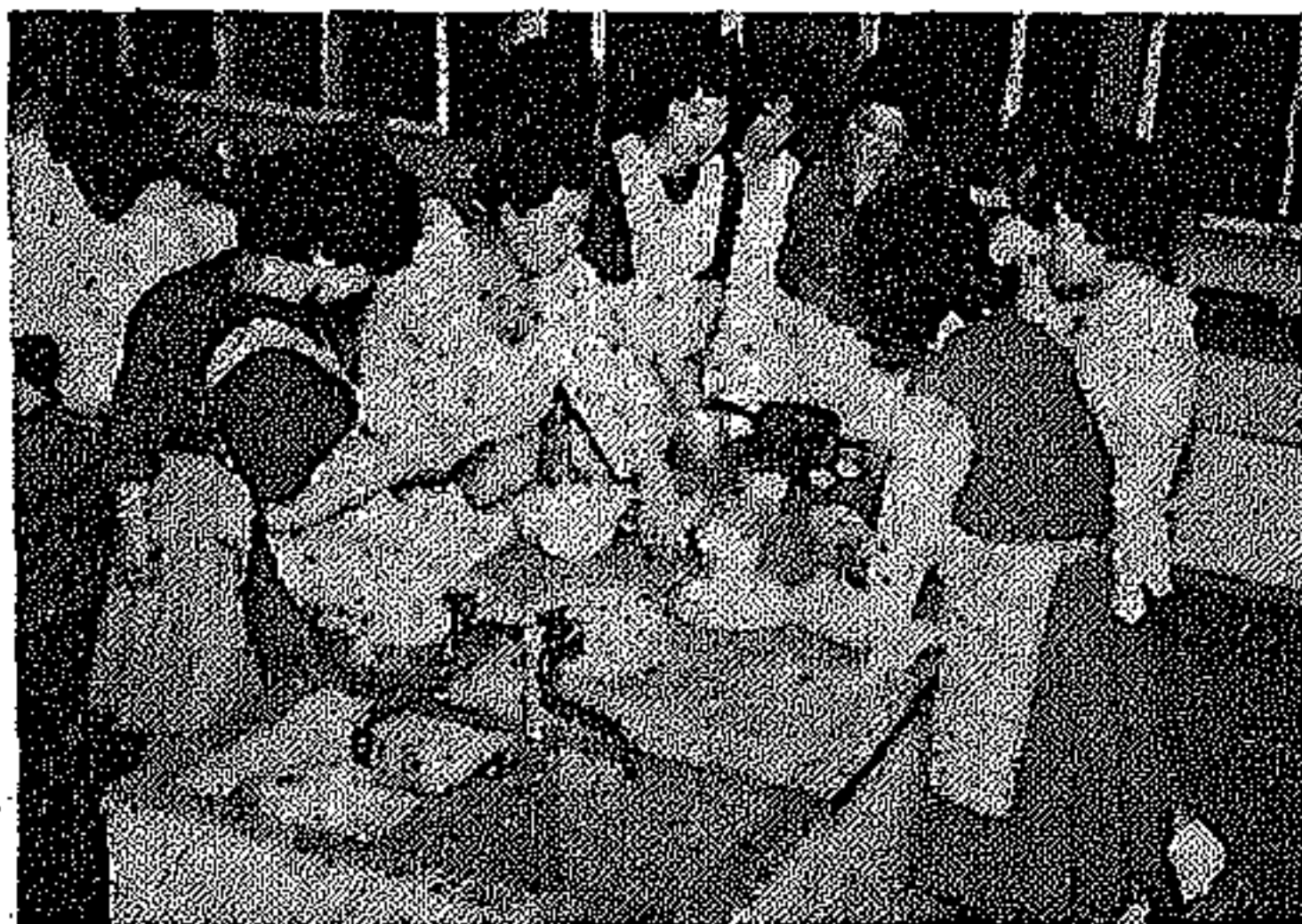
第二に、日常生活の向上、人間関係に
ついての指導として三月に新規就職した
「新規卒業者のつどい」を開いて、就職経
験三か月の感想と意見についての座談会
と健全レクリエーション奨励にフォーカ
ダンスの指導をしました。その他リーダ
ー講習会で寄宿舎の明るい生活づくり、
商店主婦の会による店員との人間関係、
労務管理についての講習、働く主婦のつ
どいによって家庭生活の合理化、子女の
教育についての講習会等を催して、婦人
労働者の全層にわたるようにも配慮して
おります。特に寄宿舎での自治活動のあ
りかたと交友間における問題、異性との
交際、金銭問題等は定着に非常な影響が
あり、また簡易な日常の保健衛生知識が
低いので、これらについてのいわゆる生
活指導・健康指導には館長と保健婦が対
処し、出張指導も行なっています。

第三に、文化講座（勤労者・社会人・
女性としての一般教養）は五月以降二月
迄毎月第三日曜に計一〇回二〇講座、ま
た、教養講座として和洋裁・生花は毎週
一回、料理は月二回開設して、利用者に
喜ばれています。本年はこれらの講座や
グループにB.G.あるいは女店員の参加が
目立ってきました。

第四に、利用者の自主的活動を高める

ためにグループ活動の育成に努力してい
ますが、小さい事業場からの一人二人の
集まりでグループが編成されている場
合、それぞれの勤務時間や都合などで例
会が不揃いになる難点がある反面、同一
事業場のグループはスムーズに進行して
います。しがし前者は当館が相当援助さ
せられるかわりに、グループ活動を通じ
て生まれる近親感あるいは、心から話し
合える友を得たことで日々の生活が楽し
くなり、生活に夢が出来、生き甲斐を感
じるようになり、ひいては勤労意欲にも
影響しているのを知り、世話したこと
に満足しています。現在あるグループは、
ペン習字・手芸・料理・茶道・フォーク
ダンス・レコード鑑賞・通信教育などで
す。また今春、四、二〇〇平方メートル
の広場が完成したので、ソフトボール・
バレーボールのグループも誕生して、余
暇をスポーツで若さのエネルギーを発散
させています。

第五に、当館の使命として教養を高め
ることに偏せず真のいこの場所になる
ことに努めているのですが、テレビ・電
蓄・卓球台の設備が談話室に整いなが
ら、講演会・講習会その他のつどい等に
談話室が併用されるため、折角の来館者
に満足させられないことがしばしばある
ので、これの解決策として二階を増築し
て階下二室を娯楽室に当てて、福祉施設
としての価値を発揮したいものと、来年
度予算に増築を認めてもらいたいと張り



(上) 料理教室風景 (福井)

(下) レクリエーションクラブの婦人たち

福井の勤労婦人会館は、兵庫県西脇市の婦人の家に続いて、全国で五番目の施設として、昭和三十七年七月、鯖江市に開設されました。

最初のうちは利用者数も八〇八人(三十七年七月)、五九六人(八月)と少なかつ

* 福井県勤労婦人会館

きっております。利用者がこの家に親愛をいだき始めると、日常生活についての相談をもちかけてくるが多くなっています。谷野婦人少年局長の「二年かからないと軌道にのりませんよ。」とのご教訓を今更のようにしみじみと感じ、時間の許す限り大勢の勤労女性に接することに努めています。図書の利用は、若い人ほど読書意欲が旺盛ですから一日も早く増冊する必要

を感じています。幸い各業界代表が後援会を結成してくださったので、これからはその援助を受けて、図書・音楽鑑賞レコード、割ぼう室の器等の充実を図ること、あるいはグループによる保護施設の慰問、社会見学、娯楽等一般社会人としての夢の実現にも協力して、この働く婦人の家が地域の勤労女性の人間形成にプラスになったらと願っております。

(兵庫県勤く婦人の家長)

戸 祭 ふ じ

たのですが、次第に多くなり、最近は一、〇〇〇人を越すようになりました。この一年間の利用総数は次のとおりです。

たところ、一七四点の出品物(和洋裁・手芸・書道・日本画・生花)が集まり、しかも正しい評価の目を育てていることを知ることが出来ました。

交歓会と講演会

利用者総数 一〇、三九三人(一〇〇%)
 婦人労働者 六、三三二人(六一%)
 家内工業に従事する婦人 二七四人(三%)
 一般婦人 一、一〇六人(一〇%)
 その他 二、六九三人(二六%)
 現在、毎月定期的に行なっている行事は生花・茶道・合唱(一・四週、月)、手芸(二・四週、火)、料理(一・四週、水)教養講座(一・四週、木)、和裁・洋裁(二・四週、金)、レクリエーション(一・四週、土)などであります。

一泊二日で「のぞましい自治会活動について」の座談会、ゲーム、楽しいソング・民謡等によるレクリエーション、それに最後に「働く婦人の能力を高めるには」という講演会で結び、講師には、県労政課長・福井婦人少年室長・県労働委員の方をお願いして行ないましたが、たいへん盛会で、県下各事業場から働く婦人が集まり、有意義に、終了することが出来ました。

時間ば料理は午前九時三〇分～一二時、午後六時三〇分～九時の二回、和裁・洋裁は午前九時～一二時、午後七時～九時の二回、他は午後七時～九時となっています。

最後に今後の課題として、二つのことを考えております。その一つは、最近来春中学を卒業実社会に出る女子中学生が社会見学を兼ね会館に宿泊しましたが、今後大いにそんな面及び集団就職者の同窓会およびその親族の休憩・宿泊に力をそそぎたいものと思います。

その他の催しとして、七月十三日の開館記念日に、県労政課と労政事務所の後援を得て、会館まつりを行ない、その機会に「働く婦人の作品展覧会」と交歓会・講演会などを開催しました。

働く婦人の作品展覧会

県下に働く婦人が未来への豊かな生活設計のもと、余暇の善用に創作した作品と会館を利用して各種講座を行なっている学習発表を兼ね展示会を行ない、作品をとおして友情と親睦を兼ね合わせて、参加者による投票審査の方法を取りまし

用してありますが、この人達への会館利用方法を考えて、困難な経済情勢下の共働きは切りはなせない問題であり、育児・家庭生活へのイメージ、コンプレックス等の解決、一般婦人の会館行事に協力依頼等、数多い夢を胸に日夜努力をいたしております。

(福井県勤労婦人会館会館長)



協 助 員 活 動 に つ い て

婦人少年局庶務課

一、協助力員制度の普及宣伝活動について

婦人少年室協助力員制度が発足して、今年十年目を迎える。昭和二十八年十月三十一日労働省訓令第三号により定められ、十一月一日より施行されたが、婦人問題相談員制度の設置に伴い、訓令第五号により全面的に改正され、三十三年四月一日訓令第二号により一部改訂をみて今日に至っている。最初一、〇〇〇名の委員が、三十一年には売春防止法の関係で五〇〇名増員となり、更に三十五年には地域における行政の浸透を期して一、〇〇〇名の増員が認められ、現在二、五〇〇名の婦人少年問題に深い理解と関心をもつ民間有識者の方々が労働大臣から委嘱され、その熱心な活躍により、婦人少年室の行なう婦人及び年少労働者の保護、婦人の地位向上、福祉の増進等について着々実績を、あげつつあるのである。しかし本制度は民生委員等にくらべ歴史も浅く、関係機関をはじめ、社会一般の理解は必ずしも十分であるといえないので、今回始めて五月中旬より六月中旬に亘る一か月間を協助力員制度普及特別月間として地方婦人少年室が主体となり、全国的に制度の周知徹底をはかるための運動を展開したのである。地方から実施事項について報告がよせられているがその結果からみると、相当広汎な活動が行なわれ各種新聞、県市町村広報紙、団体機関紙、公民

館報、ラジオ、テレビ、有線放送の利用等あらゆる報道機関、広報機関に働きかけ制度の普及につとめるとともに、宣伝用のチラシ、名簿を印刷関係各方面に配付している。また室主催の会合はもとより、他機関、他団体の行なう会合に出席、運動の趣旨徹底をはかっている。協助力員自身も関係機関や団体を訪問、まず担当区域、居住する市町村からのPRを実施して存在を認識してもらう努力をかきね、制度のPRに効果的であった事例は数々あるが、香川では協助力員が映写機の前操作が出来るので、部落婦人学級に出向き、映写の前後の時間を利用して、話しあいをしたり、神奈川県でもN・H・K婦人学級役員の立場を大いに制度の普及に役立たせている。愛媛新聞、北国新聞、山梨時事新聞等の家庭欄には「活躍する婦人少年室協助力員」と題して協助力員の日常活動や氏名を大きくとりあげ、朝日新聞(島根版)には協助力員の一日の活動状況を写真入りで報道し、論説・社説・時評に迄もとりあげられている。左に鹿児島新報時評の一文を紹介する。

「……協助力員の社会奉仕的な献身的な地味な縁の下での努力によって働く婦人、年少者の保護が行なわれているのである。勿論民生委員や児童委員などの努力も見逃してはならないのであるが、国の人づくりが強く叫ばれ、青少年の非行問題が世界各国の大きな社会問題となっている今日、婦人少年問題は現実

に自分たちの問題としてもっと真剣に考えてみる必要があると思う。協助力員制度のあることは率直に言ってまだ一般に知られていない現状ではあるが、私達はこのような制度についてもっと理解を深め、この制度を活用すべきではないかということを感じてゐる。

これらの制度の普及をはかるためには、「制度をしらせるためのリーフレット、パンフレット、活動事例集等を常時室に備えつけ必要な都度配布することの出来るようにすること、婦人少年室の業務と関連をもたせ室の行事と並行して普及活動をすすめた方がより効果的である。また制度そのものの性格や仕事の内容の紹介の必要性もさることながら、まず協助力員活動の実情を示して制度の説明をした方が一般にとりあげられやすい」との意見がよせられ、青森においては就職したこともが離職しやすい時期であることにかんがみ、就職先名簿を作成し、郷土出身画伯によって書かれた郷土風物の絵葉書を送って励ましたり、福井でも協助力員が職場訪問をして年少者からも、事業主からも喜ばれている。新潟ではちょうど働く年少者の生活文募集期間中であつたので、ビラに協助力員全員の氏名を印刷したものを貼付し一石二鳥の効果をあげている。また福祉員と共同して年少労働者のグループ結成について援助し、後援会をこしらえたり、大阪では貝塚市の福祉事務所が働く青少年のための経費を予算化し、協助力員とともに活動することを約束している。

この運動の成果として一般市民の間に漸次協助力員の存在が認識され、協力活動必要性の機運が醸成されてきたことはうれしいことであるが、反響の主なものを見ると、青少年問題の会合に出来る限り出席された旨の申越しのあつたところ(静岡)や、青少年問題対策協議会の構成員に加えられたり(静岡・栃木・愛



援、織物工業協同組合の相談員と



(上) 協助力員懇談会(鹿兒島)

(下) 関係機関、団体との連絡会議(大分)

して月一回相談に応じるよう要請されたり(富山)、新聞に座談会が掲載されたことから協助力員の仕事や性格がわかったと各方面からの照会があったり(山梨)、窓口相談業務の増えたところ(福井)等さまざまであるが「現段階においてはまだまだこのような普及活動は必要である。今後も毎年継続していったらいい。一定の時期を画してやることは室の運営上からも協助力員自身にとっても研究努力をかさねていくいいチャンスとなり有意義である。」との室からの意見が多かった。

次に本省に対する要望であるが、主なものには新聞・放送等の全国的キャンペーンに組み込むことの配慮、バッジの制定、資料の作成、青少年問題協議会の正式メンバーとして加入出来るような措置、予算増、人員増等である。協助力員の定数増と予算増に対する要求は来年度において是非実現をはかりたいと、現在全力を

傾注してこれにあたっている。過去二回にわたり、

一、五〇〇名の増員をみたが、市区町村数に対する協助力員の配置比は六〇%であり、特に村と町に手薄であるところから、協助力員の住しない町村は可成りあり、そこにまで手をのばして活動することは事実上種々の困難も伴い、地域における行政浸透をはかり、連絡体制を強化する上からいっても増員は必死であるので、二か年計画で行ない、手当についても増額を要求している。また協助力員の職務遂

て民生委員と同じように民間のボランティアであるといっても、民生委員が民間人として住民の立場にたち、全く自主的な活動をすすめていくことが出来るのに対し、協助力員は非常勤ではあるが、国家公務員であり、国家公務員法が適用され、訓令第三条、第四条においては秘密を守る義務と政治的行為の制限が確認規程として特に設けられている。また職務を遂行するに当たっては、婦人少年室長の指示に従い、婦人少年室長を援助するものであって、各人の私見や考慮によって独自に活動するものではないということである。しかしながら長い間の伝統・封建性の根強さ、婦人少年問題の複雑化に対処していくためには、民間の人生経験豊かな良識ある人々の暖かいヒューマニズムと説得力による心のふれあいがあったこそ、はじめて解決出来るので、公的行使の足りない面を民間の奉仕によって補う。このようなあり方が婦人少年行政には最も適応したものといえる。

行上必要な知識を研修するための講習会、協助力員の地域における実践活動を促進するための地区別連絡協議会開催に要する経費、協助力員の管内視察旅費の増額について鋭意努力をかさねていく方針である。

最後にこの運動と最も深い関連性があり、今後活動を続けていく上に明らかにしておきたい点について二、三ふれてみたいと思う。

二、協助力員制度とボランティアサービス

そもそも協助力員制度は地方の第一線機関である婦人少年室が少ない人員と予算で、婦人少年局の所掌事項である広汎な行政をすすめていく上には、どんなに強い意欲と熱情をもってしても自ら限界があり、婦人少年室のこのようなあり方を補い、行政を強化する方策として生まれ出たものであるということである。従っ

協助力員選考基準の第一番目に、「協助力員は社会的に信望があり、婦人少年問題に深い理解と関心を持ち、奉仕的精神をもって行政の推進に積極的に協力出来る人であること。」といっているのも民生委員と同じく、民間の善意にもとづく社会サービスの精神を支柱として、社会公共福祉のため寄与してもらうことを期待しているのである。

ボランティアサービスとは「人間福祉の増進に寄与する民主的機関の責任の一端を分担しようと望む個人によって、報酬をうけることなしに行なわれる篤志的な活動をいい、自然発生的な任意の活動に属するサービスだけでなく、公共の福祉のための団体や機関に所属して、その機関の行なう事業を積極的に援助し、地域におけるニーズをしり、それにこたえるため人々の理解を求めるよう活動する。」ことであり、機関には

それぞれ常勤の職員があつて、社会福祉増進のため働いているが、この機能をより高度に發揮させるためボランティアの活動にまつところが大きい。近年官庁のこの社会サービスに対する概念の変化は一般の理解を得ることがむずかしく、協働員制度の普及についても種々困難を伴うことが予想される。純粋のボランティアは無報酬を最上の報酬として奉仕することをたてまえとしている。国としてはこれら民間のボランティアのみにたよらず、専任職員をふやし、予算をとり、政策をのばすようつとめなければならぬのは勿論であるが、人格・知識・技術によつて社会的に寄与しうる人々の社会サービスに対する市民参加の重要性が最近特に認識されてきている。婦人少年局が本年二月行なつた「婦人の社会サービス活動に関する意識調査」結果からみても、いわゆる市民による自発的なサービス活動は調査対象人員の九二名まで認めその中七六名は何かしたい意志を示しているのをみても明らかである。

協働員制度発足当初は、収入の伴わない婦人少年問題に対する理解と熱意によつてのみ働いてもらうこの仕事に対してどれだけの人がひきうけてくれるだろうかと心配したものであるが、今では活動件数年間一三七、三七九件、一人当り一か月の活動件数は四、七一八件に達し、室からの増員要望がしきりであること、思いあわせてみると、感慨無量である。制度の運営の活役は人であり、また室の指導如何にもよる。いまから、婦人少年問題に熱意と努力を傾ける人、社会サービス活動に生甲斐を感じる人を心がけておいて来年の選考に間にあわせてほしい。

三、協働員の職務

協働員の職務は婦人少年室の行なう業務全般についての援助であり、室の手の及ばないところを補い、室

の業務の機能をたかめるためのいわば縁の下の方力もあつた仕事である。調査活動、啓発広報活動、連絡活動、相談業務等、幅広い活動がなされているが、一人で全般にわたつて活動することはとても困難であるから、本来の業務や所属する組織を通して婦人少年行政趣旨の滲透をはかるとか、地域職域の婦人少年問題の実情を把握し報告するとか各自の持ち場で各自の特色を生かした活動をすればよい。身近なところから一つずつ問題をとりあげ、あせらずたゆまず継続的な努力を重ねていけばよい。具体的業務として各課から指示されているものは、新聞配達に従事する年少者の就労保護に関する啓発活動及びケースワーク、未亡人等の職業に関する相談業務、長欠就労児童の保護指導、売春問題相談、婦人問題相談、一般婦人問題相談である。これらの職務を行なうためには知識の修得も必要であるが、個々の働きを最大限にたかめていくためにはグループをつくり、情報の交換、関係機関との連絡、ケース研究等を行ない、グループとして活動方針をきめ、月別の目標等を設定して努力しあつていくのもよい。

ボランティアサービスの歴史は古く、近代になって個人の社会に対する自覚や、責任の意識がすすむにつれ、次第に発達をみている。自らの余力を生かして公的な仕事に携はることは、時間的、労働的、経済的にいて相当の犠牲が払われることであるが、しかしこれらの人の善意によつてよき市民社会が形成され、地域に根をおろした行政権を推進することが出来るのである。協働員各位の御奮闘を願つてやまない。

(阪本 孝子)

協働員制度普及特別活動

一 趣 旨

婦人少年行政の第一線機関である婦人少年室の行なう婦人及び年少労働者の保護、婦人の地位の向上に関する行政の円滑な運営をはかるため設けられた婦人少年室協働員制度は発足以来十年を迎え、その活動も活発さを増し、婦人少年行政は漸次地域に滲透してきているとおもわれる。

しかしながら広範な婦人少年問題に対処し、その積極的な解決をはかり、協働員の機能を十分に發揮させるようするためには、なお一層本制度についての普及に努めるとともに、関係機関をはじめ社会一般の理解と協力を得ることが必要である。そこで、期間を定め協働員制度普及特別活動を実施し、本制度の周知徹底をはかることとする。

二 期 間

昭和三十八年五月一五日～六月一四日

三 活動目標

協働員の性格や仕事の内容について広報その他の措置により周知をはかり、協働員と関係機関、団体、報道機関との連絡体制を緊密にし、もつて協働員活動の円滑化に資する。

四 実施主体

各都道府県婦人少年室

五 実施事項

(1) 各種報道機関及びその他の広報機関の利用による制度の周知徹底をはかる。
他団体、他機関の行なう会合においても周知の機会を得るようにする。

(2) 座談会、懇談会、関係機関との連絡会議等の開催。

(3) 地域や職域における協働員の所在をしらせ、婦人問題、婦人労働問題、年少労働問題について、いつでも相談に応じられることを強調する。

戦前は服装によってその人の職業が何であるか大体のところ見当がついた。それが戦争中、国民服やモンペ姿に統一され、さらに戦後になつては、男女とも一部の職業に属する人々を除き同じような服装になつたため、服装によって職業を見分けることは、ほとんどできなくなつ

年少労働課

このように服装で職業を見分けることはほとんどできなくなったが、個別にその人の態度・物腰を見たりその人と話をしていると、何となくその人は役人ではないだろうか、相手は会社員に違いはない、職人だろうというくらいのは程度は判断ができる。ということとは、私達の態度

職場は、私達個々の人々によって形づくられているものではあるのだが、職場のもっている性格やふん囲気等は私達を

規制する。それに職場でのいろいろなきたりとか規則といった行動についての基準があつて、それが個人が個々にもつ価値判断の基準を無視し、一様に従うことを私達に強制する。その基準に反した行動をとることは、職場の秩序を乱すものであり、また職場の空気を悪くするものであるとして、仲間はずれにされたり、あるいは職場から排除されることにもなるので、そこで引き続き気持よく働こうと考える限りは、職場の空気や基準に自分を合わせる外はない。

そこで、いま年少者のことを考えてみよう。年少者は学校を卒業してまだ間がないし、職場のしきたりとか、その周囲の空気をのみ込むには日が浅い。次の詩はある見習工の詩である。

おれはただの見習工さ
朝から晩まで怒鳴られ追いまくられて
びくびく仕事をする悲しい見習工さ
何をして良いんだかおれにはさっぱり
わからん
いきなり頭の上から雷のように大きな
怒鳴り声が落ちて来る
おれはあわてて走る

氣を張れば氣を張るほど
体がいうことを聞いてくれない

「雨の日も風の日も」おれは見
習工より」

ここには、新入従業員が職場になじめない様子がよくあらわれている。けれども大体はやがて職場の中に溶けこみ、職場のしきたり慣行を身につける、いや身につけさせられるようになる。

職場が明るい人間関係を持ち、高い志気を持つ場所になれば、そこに働く年少者もまた明るく、勤労意欲も強いであろうし、反対に調和のとれない職場では、年少者も他の従業員と同じく勤労意欲を持ち得ないであろう。

さて、いま年少者の人間関係を考える

場合、年少者の家族・友人といった私的な関係から年少者の職場の事業主・先輩・同僚、事業主の家族、顧客に至るまでに広く範囲のものが考えられるが、年少者に多く関係のある問題、特にそれも中小企業に多い問題に焦点をおいて考えて見ることによろ。

中小企業は一般に家族的色彩が強い。

家族的というのは、愛情に満ちた労使関係のように思われるが、ここでは労使関係に非合理的要素が多く含まれているという意味であり、そのために事業主の家族の問題が論じられなければならないのである。

事業主の家族の中で、年少者と最も関係のあるのは、事業主の妻であろう。東京都の調査では、商店の主婦が店番をする時間は日中・夜間を問わず主人よりもはるかに長く、また店員に仕事を言いつける頻度も主人より高い。このような状況は小零細企業に共通して見られることであるが、主婦がこのような役割を担当しているならば、従業員のことに關しては正に使用者と見ても良いだろう。

ところで従業員に仕事を言いつけるのは、何も主婦ばかりではない。事業主の父母がいればその父母が、あるいは事業主の弟妹・子供が公用・私用を問わず何でも仕事を言いつける。と言えば少し言い過ぎかも知れないが、そのような空気にあることに間違いはない。

先輩従業員と年少者との関係にも、これと多少似通ったところがあるが、事業主とその家族との間は先輩従業員と事業主の間がらの比ではないのだから、家族よりの言いつけを無視することはできない。だから家族の受けを良くするために一所けんめいつとめることになる。店の仕事は適当にして、家族の気持ちに迎合している方が出世とまではいかないにせよ

本人の得策になる要素が強いのである。
「子供が三人いて、これが僕に良い気持ちを持っていない」だとか「子供が僕に意地悪をする」という年少者の悩みは、その年少者にとって、その職場で働いていられるかどうかの重大な問題かもしれない。

事業主とその家族という一つの血縁的なグループと、従業員のグループとが重なり合っているところにおいての問題は、指揮命令系統の混乱に基づくこともさることながら家族のその従業員に対する感情に端を発することが多い。「家族が何と言おうと、俺が主人だ。俺の言うことさえ聞いていれば責任を持つ」という事業主もいるが、家族達からソッポを向かれています中で平然と動いていられる従業員が果たしているかどうか。

◆先輩従業員との問題

年少者の先輩達を年少者に対する態度による型によって区分すると、三つの型があるようである。その第一は、真に先輩らしく後進を指導する型で、第二は、年少者に無関心である型、第三は、年少者を小馬鹿にしたり、いじめたりする型である。

職場の人間関係を問題にする場合に、第二の型は問題にはならない。第二の型が、全くの無関心で、年少者を寄せつけないのであれば、それは第三の型と実質的に変りがない。そこで、第三の型について考えよう。

他人に意地悪をすることは、する本人に罪のあることは無論だが、される方も常には善人であり、罪が無いとは限らない。職場のならわしや仁義に反した行動に対する復讐である場合もあれば、先輩を無視したことに対する反ばつの場合もある。この目下の者に対する意地悪は目上の者に対するの場合にだってある。いやがらせはその典型的なものである。だが、通常意地悪をする者には、それをする隠れた原因があると考えるのが妥当だろう。例えば、最近のように年少者の求人難による初任給の急騰によって、はいつたばかりの年少者が高い賃金を貰い、古くからいる者との差が余り無いとか、上役に特別可愛がられるとかいった不満や嫉妬その他劣等意識などが、先輩をして年少者に敵意を抱かせる原因となっている。

年少者の離職原因の中で、「先輩と折り合いが悪いため」という理由が案外多い。年少者にとって先輩は、先輩が役付きであろうとなかろうと職場におけるリーダーともなるべき者である。このことは、年少者が仕事上のことでも生活上のことでも、その相談相手として先輩を多く選んでいることから良くわかる。

例えば、労働省が昭和三十五年に実施した新規就職者職業補導状況調査によれば、仕事上のことでは六一%、生活上のことでは三〇%が先輩を相談相手としているが、主人を相談相手としているのは、

仕事上のことについて八%、生活上のことについては六%に過ぎない。

・リーダーたるべき者の役割は、職場になじまないでいる、あるいは孤立状態にある年少者を早く職場に融和させ、一体感と仕事の目標に対する責任感をもたせることにある。リーダーとして望まれることについて、ユリスは

①あなたが指導している人達の、個人的な誠実さを尊重すること

②部下の潜在能力を伸ばすようにしむけること

③仕事の面で昇進するように助けてやること

④あなたの部下を一つのグループに結合させること

⑤部下が自分の考えを提供できるようにしてやること、

の五項目をあげているが、部下との間に壁を作るような状態にある限りは、職場がまとまらず、志気(勤労意欲)も高まらない。従って事業主としては、年少者と先輩達の関係をよく見極め、先輩が先輩らしく振舞えるような条件の整備、お互いの意思疎通を図るための機会の提供について努力すべきである。

◆仲間との問題

ここにいる仲間とは、地位・肩書きを、同じくする職場の同僚だけではなくて、出身学校・出身地域・趣味・娯楽などに

よって結ばれたグループ(例えば県人会)や友人をいう。年少者は友人を求め、友

人を作る。人が幼年から少年、少年から青年へと発育するに従って、その関心は家庭から外に向けられる。学校時代には学友、社会に出ては職場の同僚に交わる。年長者と交際するには、ものの考え、生活環境による相違などから表面的なものになり易いし、同じ年代であっても皆が皆友人になるとは限らない。友人はお互いの人格を尊重し、理解し合える者でなければならぬ。

教養・趣味の向上、あるいは社会奉仕など共通の目的のために自発的に作られたグループのメンバーに対する個人の結びつきは、友人間の結びつきに比べれば幾分か弱い。そしてグループは、青少年従業員の多数いる職場は別として小人数の職場では結成することが困難であるために、職場外において作られる。

グループ活動が職場外で行なわれ、従って事業主の眼に届かない場所で行なわれていることは、事業主を不安にし、自分の職場の従業員がグループに参加することを好まない者もいる。けれども、グループ活動は

(1) 民主的集団生活の基礎的な訓練が自然に行なわれることにより、民主社会のメンバーとして必要なエチケットが

つちかわれること。

(2) 余暇を利用するについて良い趣味や、良い習慣がつけられる。

(3) 自分の持っている悩みや問題が、単に自分だけのものではなく、同代年

の者が共通に抱いていることを悟らせることは、精神衛生上有益であり、また悩みや問題を発表させることはこれからの抑圧の解放にもなる。

(4) 理解と愛情に満ちた集団の中に自分を置くことによって、いたずらに劣等感を抱くことを捨て、自信や独立の気をもたせる。

等の青少年にとって必要な利点を持っている。

中小企業において、青少年は一般に交友の機会に恵まれない。特に小・零細企業の従業員の過半数は職場に働く青少年、郷里から遠い都会地の住居青少年には、友人を得ることは容易なことではない。従ってグループに参加することは、友人を得るには良い機会となる。グループに参加することによって、働く生活にうるおいやほげみを持つことができれば、使用者にとってもプラスになるのであるから、進んで参加させた方がよい。

3 人間関係の向上のために

能率を高め、生産性の向上を図るには、職場の成員が持つ能力を十二分に發揮し、その結果をうまく結びあわせることが重要である。

どのようにすれば監督がいても、チームの各人が個人プレーに終始したり、気が合わないでいれば、良い結果が得られないように、職場の全員が一体となって仕事をするような気持ちにならなければ

高い生産性を上げることは困難である。

一般には、職場の規模が大きくなると従業員相互の接触、あるいは上下の接触が稀薄となり、意思疎通の密度や親密度が低下するといわれている。またメンバーの意見や態度が多岐にわたって、職場全体の統一的な規範の形成が困難となり、分派的な行動をとるグループができ易いといわれる。

中小企業のような小規模のものにおいては、従業員の意思疎通がうまく行き人間関係も円滑であると思われ、中小企業主もそのように考えているものが多いが、労働省の中小企業従業員態度測定調査結果などを見ると、上からの指示命令が下までうまく伝わらないとか、下の気持、考えが上に十分理解されていないというのが規模の小さいところに案外多い。労使・従業員相互が考えていることをお互いに十分話し合い意思疎通を図ることは人間関係を良好にし、企業の目標に従業員を協力させる道である。

集団的な意思疎通の方法として、中小企業で最も多く行なわれている方法としての職場懇談会も、事業主や職場の中心的リーダーだけの発言の場になり易く、また青少年の発言などは他の従業員から「生意気な奴だ」などととられ易いので、事業主は質問したり、指名したりして発言の機会を与えることが望ましい。最後に、職場に適應できないでいる者について若干付言する。

青少年が新しい職場に入るとき多くの夢や希望を持って入って来る。しかし一般に社会はその夢や希望を叶えるには程遠いし、また労働条件、将来の見通しも青少年にとって明るいものであると思われないことが多い。また職場は、グループなどとは違って青少年の感情・欲望を無視して秩序に従うことを強いる。

このようなことから生じた各種の欲求不満は、勤労意欲の低下、命令の不服従、反抗、欠勤等の好ましくない事態や職場の良好な人間関係を破壊し、従業員の協調を妨げるものでもある。

病気に医者が必要であるように、従業員の持つ心の病気を治療するための生活相談担当者が必要である。最近大企業では、産業人事相談制度を設け産業カウンセラーを企業内に置くところが増加しているが、従業員の不平や悩みを聞き、従業員をその解決の方向に導いてやることは、右のような好ましくない結果を防止し、従業員を職場に定着させるためばかりではなく、企業に役立ち得る従業員を育てるためにも必要なことである。

もとより以上述べて来たことも、良い労働条件・労働環境が前提となるものであって、それらの低いしは劣った職場において、いかに人間関係への関心が強く、それについて諸般の方策がとられていても、それは従業員の働く意欲を高めることに余り効果の期待できないことは、いうまでもないことである。

第一二回働く青少年の生活文 応募状況について

「働く青少年の生活文」は昭和二十六年以来募集を行なっているが、本年は主として次の内容について生活文を求めた。

- (1) 職場生活と私の夢
- (2) 創意と工夫
- (3) 余暇の活用

各婦人少年室に集った本年度の応募生活文は五、三三五編に達し、前年の三、五七九編に比べ約五割の増加となっている。応募者を男女別にみると男子二、五四一人、女子二、七九四人と女子が上回っている。

地方選考を経て中央に推せんされた生活文を内容別にみると「職場生活と私の夢」を内容とするもの七四％、「余暇の活用」九％「創意と工夫」五％となっており、このほか「その他」のものが一二％ある。

都道府県別に応募状況をみると、富山県の六八八編が最も多く、(前年は兵庫県(四六五編)これに次いで兵庫県の五〇四編、以下、神奈川県三一八編、東京都二三三編、大阪府二一九編と続いている。また全般的にみて前年より応募数の増加した都道府県は三七に達し、八割以上の都道府県において前年を上回る応募者を示した。

(選考委員は前号局ニュースで既報)

第八講 カウンセリングの実例(一)

第四・七講でカウンセリングの技術に
関する原理を取り扱ったが、最後の三講
では、その実例を示すことにしたい。

二十一歳の男子青年の職場ノイローゼ
・クライント(来談者)が、しかも三回
で全治した珍しいケースである。第一回
では、これは難物だと思ったのが、
第二回では、はてこれはつかみど
ころがあるぞと思ひ、その後一
か月目の第三回との間に、突

然カウンセラーの自分に身
体的異変が起こり、そのた
め却って急速に好転し、第
三回で全治の見通しがつい
たので打ち切り、その後、
電話連絡や家人相談によっ
て全治したものである。

毎回とも大部分は非指示に
よってクライントの苦悩をき
き、最後にクライントの理解内と
思われる範囲での発言を指示的にや
つてみた。何物かを強く求めるクライ
ントでは、この程度の指示的発言は、さし
つかえないものと思われる。私は非指示
の原理をよく守つてさえおれば、その個
人その職場によって自由にカウンセリ
ングしてよいと思つてゐる。

・第一回
クライント「〇〇製作所で初めの間は、

カウンセリング技術十講

8

雄 久 上 畔

溶接部、一年たつてバスのボディ組立を
する板金部で鉄板を加工したり、鉄打ち
などをしてゐた。

今の〇〇交通に来てからは、自動車修
理部の仕事であつて、〇〇製作所での組
立てとはちがうのである。他人は一年く
らいで熟練工になるのに、自分はそうは
いきそうがない。生まれつき物覚えがわ
るくて自信がもてない

のである。意気地がな
いというか、劣等感に
おそれ、空想にふけ
つて困り抜いてゐる。

今の仕事は果たして適
さないのであろうか。
ときおり怪我あやまち
もする。できれば他の
ちがう仕事に変わりたい
と思つてゐる。

〇〇製作所にいたと
きの十一時間のタクト
制では、どうにか間に
合つたが、ここではそ

れが十時間制であるからダメになつた。
物を造ることは適さないのかと、劣等感
になやまされてゐる。

〇〇製作所勤務五年目頃、父母に相談
した。こんな小企業にいたんでは、いつ
までたつてもうだつたがあらがないのでは
あるまいか。今のうちに父の勤めてゐる
〇〇交通会社(大企業)に入りたい。

ところが七年目頃になると、ふしぎに
自信がついてきた。

しかし、〇〇交通会社に運動してゐた
のが効を奏して、入社試験を受けられる
ことになり、その結果も、できがわるか
つたが入れてもらうことができた。

入社する時の約束では、前の制作所と
同じ板金工のはずだったのに、きてみる
とボディ修理である。これは組立とはち
がつて複雑である。また自動車の運転も
必要なのに、これがなかなかで、第一、
車に酔うという体たらくである。

カウンセラー「あなたの体はどう？」
クライント「それが弱いのである。中
学三年時代、眼がわるかつた。今でも眼
医者に通つてゐる。細かい文字を読むと
き、また急に明るいところになると、
黒い影がみえる。

〇〇製作所時代、蓄膿症の手術をし
た。今でも後療治に通院してゐる。よく
つばがたまる。夜中に眼がさめる。時に
血が出ることもある。また、いろいろ自
動車修理の本を読んでもるが、ややつこ
しくてよくわからない。他の人に聞くと

「そのうちに覚えられろ」というだけで
ある。父母には「神経を使い過ぎる。もっ
と、ぼつとしてゐろ」といわれる。今の
仕事を何とかして好きになりたい。とび
こんでいきたいのである。同じ職場で、
父は出来物であるが、そのせがれは愚物
であるといわれるのがつらい。父は自動

車学校を一番で卒業した。運転は右手の
もの、今ではダイヤ修理班長という重職
についてゐる」

以上四十分間くらいとつとつとである
が、苦悩を存分吐き出したように思う。
カウンセラー「他のものが二、三年で
覚えられろのを、あなたは六、七年かか
るということですね。スピードはのろい
が、一たん身につけると、他にまけない
のでないか。〇〇製作所の七年間で、り
っぱに自信がついたのではないか。」

クライント「〇〇交通では、〇〇製作
所とふんいきがちがう。そして、そこで
は中学卒業したばかりだったので、た
きあげられても昔にならなかつた。とこ
ろが今は二十一歳の青年である。ひと目
がわるい。いろいろと気にやむことが多
い。

知能は努力によつて伸びるか。
自分と他人では考え方がちがうからで
ある。父ともちがう。」

カウンセラー「知能は固定したもの
は考えられない。努力によつて伸びるで
あらう。自分と他人の考え方を比べてみ
てはどうか。知能が足りない。適性がな
いというよりも考え方のちがいである
まいか。父とあなたの性格のちがひもあ
るうが、父の青年時代は人間が足りな
かつたから身を立てるのに容易であつた。
今は人があまつてゐるから、そうはいか
ない。社会状況がちがうのである。」

第1表 世帯主の業態別世帯数の動向
(単位 千)

実数	31年			34年			37年		
	総数	農林業	教養	総数	農林業	教養	総数	農林業	教養
数	20,731	5,293	24,032	22,554	5,251	24,032	24,032	4,433	24,032
	3,718	9,296	3,820	3,820	11,004	3,715	3,715	13,082	3,715
	149	2,246	139	139	2,329	112	112	2,690	112
%	100.0	25.6	100.0	100.0	23.3	100.0	100.0	18.5	100.0
	18.0	44.8	16.9	16.9	48.9	15.5	15.5	54.4	15.5
	0.7	10.9	0.6	0.6	10.3	0.5	0.5	11.1	0.5

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

昭和三〇年以降、わが国経済の高度成長にともなう、第二次・第三次産業が膨張し、その結果、賃金・給料などによって生計を維持する勤労者世帯が急激に増加している。ここでは、はじめに勤労者世帯数の増加の傾向、家族構成、世帯員の就業状況、収入の状況などを考察することにした。そのあとで、今年度の労働者家族福祉運動は「勤労者家庭消費生活者世帯」は、就業構造基本調査「37年」によれば、一、三〇八万で総世帯の五四・四％である。既に述べたとおり、ここで言う勤労者世帯は賃金・給料などによって生活維持する世帯であるから、非農林業に雇われて働く事務職員・生産労働者などを世帯主とする世帯を言う。昭和三十一年にはこれら勤労者世帯は総世帯の四四・八％である。三十七年には五四・四％となり、その数は六年間に四割増加したのに対し、農家・商家など（非農林業業主・家世帯）は減少もしくは停滞の傾向を示している。参考までに、農家についてみると、昭和三十一年には二五・六％であるが、三十七年には一八・五％に減少している（第1表）。

第2表 一般・単身別世帯数

(単位 千)

総数	一般世帯数		単身世帯数		一般世帯に占める割合	
	34年	37年	34年	37年	34年	37年
総数	22,554	24,032	19,408	19,725	86.1%	82.1%
農林業	5,251	4,433	5,114	4,307	97.4	97.2
非農林業	3,820	3,715	3,598	3,467	94.2	93.3
業主・家世帯	11,004	13,082	9,133	10,275	83.0	78.5
休業者	139	112	74	61	53.2	54.5
無業者	2,329	2,690	1,481	1,616	63.6	60.1

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

勤労者世帯の平均世帯人員は三・五人で、農家（五・四人）、商家（四・三人）にくらべるとかなり少なく、三十七年以降の急激な出生率の低下は、昭和二十五年以降の急激な出生率の低下と、社会の変動にともなう家族構成の変化などが影響していると思われる。出生率低下の傾向についてみると、二五年には二八・一％であるが、三十七年には一七・九％へと減少しており、最近一〇年間に於ける既婚女子（一五歳以上）の平均出生児数も低下

七・八・五％（三十七年）である。三十四年から三十七年にかけて、勤労者世帯のなかの単身世帯の増加が目につく（第2表）。

第3表 世帯主の業態別平均世帯人員

	31年	34年	37年	
			総数	一般世帯
総数	4.4	4.1	3.9	4.5人
農林業	5.7	5.4	5.4	5.5
非農林業	4.7	4.4	4.3	4.6
業主・家世帯	3.0	3.5	3.5	4.1

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 平均世帯人員は世帯主も含む。

31年34年は総数を掲載。

総数は単身世帯をも含む。



勤労者世帯の動向と 子女の教育費

(資)
(料)
(室)

第4表 普通世帯の家族構成

家族構成	総数	農林業	非農林雇用者
(実数)	(19,571,300)	(5,020,000)	(10,237,800)
総数	100.0%	100.0%	100.0%
(中核世帯数)	60.2	40.2	70.2
夫婦のみ	8.3	4.0	10.2
夫婦・子供	43.3	30.0	51.5
夫婦・子供・親	1.4	1.0	1.3
夫婦・親・子供	7.3	5.2	7.2
その他	39.8	59.8	29.8

資料出所「国勢調査」(35年)

し、国勢調査によれば、二五年の三・六人に對し、三五年は三・二人に減少している。この既婚女子(一五歳以上)の平均出産児数を業態別にみると、

勤労者世帯が最も少なく二・六七人で、農家(三・九八人)よりもかなり少ない(国勢調査三五年)。

つぎに、家族構成についてみると、勤労者世帯は夫婦と子供だけの世帯(中核世帯)が多く七割であるが、農家ではこの中核世帯は四割にすぎないことも世帯人員数の多少に関係がある(第4表)。

(3) 有業人員世帯収入
勤労者世帯の平均有業人員

第5表 世帯主の業態別平均有業人員平均世帯収入

		平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入(万円)
34年	総数	4.1	1.8	28.8
	農林業	5.4	2.9	21.3
	非農林業			
	業主・家従	4.4	2.1	32.6
	雇用者	3.6	1.5	33.9
37年	総数	3.9	1.7	41.9
	農林業	5.4	2.8	31.2
	非農林業			
	業主・家従	4.3	2.0	48.6
	雇用者	3.5	1.5	47.3

資料出所「総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 世帯収入は年額

は、就業構造基本調査(三七年)によれば、一・五人で、平均世帯収入は年額四七万三、〇〇〇円である。農家にくらべれば、有業人員が少ないが平均世帯収入は高くなっている。三一年においては、勤労者世帯の世帯収入は農家・商家などよりもわずかに高かったが、三七年には商家などが勤労者世帯よりもいくぶん高くなっている(第5表)。

(4) 世帯員の就業状態

勤労者世帯では平均有業人員が少ないことについては、既に述べたが、一五歳以上の世帯員の就業状況についてみておこう。一般世帯(世帯員が一人以上いる世帯)では一五歳以上の世帯員の六三%は有業者である。その就業状況をみると、非農林業雇用者が最も多いが(四九%)、農林業業主(四・八%)、同じく家族従業者(三・六%)、非農林業業主(四・四

第6表 農・非農世帯主別 15歳以上の世帯員の就業・不就業状態(一般世帯)

		農林業		非農林業(業主・家従)		非農林業(雇用者)	
		34年	37年	34年	37年	34年	37年
一般世帯数	実数	千人 5,114	千人 4,307	千人 3,598	千人 3,467	千人 9,133	千人 10,275
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15歳以上世帯員数		269.3	273.9	226.0	221.9	181.1	181.2
有業者	総数	187.7	187.4	111.8	105.9	61.5	63.0
	農林業	154.0	143.7	8.4	7.1	9.9	8.8
	業主・家従	1.3	1.8	3.8	3.5	5.6	4.8
	雇用者	149.0	140.0	3.9	3.2	3.8	3.6
	非農林業	33.1	42.8	103.0	98.4	51.3	54.0
	業主・家従	3.3	3.1	4.9	5.2	4.8	4.4
無業者	雇用者	0.8	0.8	50.0	54.0	4.1	0.5
	業主・家従	29.0	38.9	48.1	39.2	46.2	49.1
	休業者	0.6	0.9	0.4	0.4	0.3	0.2
無業者		81.6	86.5	114.1	116.0	119.6	118.2
家庭以外の15歳以上世帯員		—	2.0	—	16.7	—	5.3

資料出所「総理府統計局「就業構造基本調査」

(%) も少なくない。三四年と三七年とくらべると、非農林業雇用者は増加しているが、その他はすべて減少しており、なかでも非農林業家族従業者の減少が目につく。参考までに農家についてみると、一五歳以上の世帯員のなかで就業しているものの割合は三四年と三七年ではほとんど動きがみられない。また、農林業は業主を別とすれば、家族従業者・雇用者はかなり減少しているのに対し、非農林業雇用者はむしろ増加している(三四年二九%、三七年三九%)ところが、約四割もいることは、わが国の労働者家

第7表 世帯主の業種別収入の種類別世帯数および平均収入額（一般世帯）

収入の種類	平均収入額			世帯数の割合		
	農林業 業主・家従	非農林業 業主・家従	非農林業 雇用者	農林業 業主・家従	非農林業 業主・家従	非農林業 雇用者
世帯数	4,126千	3,467千	10,275千	100.0%	100.0%	100.0%
仕事からの収入	21.5 0.9 8.1	0.5 41.5 7.1	0.6 0.8 51.8	99.8 7.1 43.2	7.5 99.8 26.9	7.2 5.2 100.0
財産収入	0.57 0.03 0.76 2.8	0.74 0.04 0.35 0.27	1.05 0.03 0.37 0.16	6.0 0.7 20.3 3.8	7.1 0.1 8.1 2.2	7.3 0.6 6.9 1.4

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」(37年)

- 注) 1) 世帯主またはその家族のうちに、本業あるいは副業として農林業の自営業主の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数
 2) 世帯主またはその家族のうちに、本業あるいは副業として非農林業の自営業主の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数
 3) 世帯主またはその家族のうちに、本業あるいは副業として雇用者の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数

第8表 収入の種類別世帯数の動向（一般世帯）

収入の種類	農林業（業主・家従）			非農林業雇用者		
	31年	34年	37年	31年	34年	37年
世帯数	4,874	4,915	4,126	7,693	9,133	10,275
実数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
%						
仕事からの収入	98.7 3.5 21.5	99.9 9.3 35.6	99.8 7.1 43.2	4.9 5.7 100.0	8.2 5.8 100.0	7.2 5.2 100.0
財産収入	7.1 0.6 10.1 3.8	10.7 0.9 11.1 3.7	6.0 0.7 20.3 3.8	6.3 0.9 5.5 1.9	7.7 0.7 5.9 1.7	7.3 0.6 6.9 1.4

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 第7表(注)参照

第9表 産業別非農林業雇用者世帯数の推移

	世帯数			分 布		
	31年	34年	37年	31年	34年	37年
総数	9,296 (132)	11,004 (147)	13,082 (150)	100.0 (1.4)	100.0 (1.3)	100.0 (1.1)
漁業	440	471	372	4.7	4.3	2.8
水産	847	1,005	1,280	9.1	9.1	9.8
畜産	3,102	3,718	4,847	33.3	33.7	37.1
養殖	1,298	1,589	2,037	14.0	14.4	15.6
製造業	1,319	1,541	1,689	14.2	14.1	12.9
建設業	1,447	1,683	1,839	15.5	15.3	14.1
卸売小売業	712	852	859	7.1	7.7	6.6
金融業						
保険業						
不動産業						
公益事業						
運輸業						
通信業						
娯楽業						
サービス業						

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 単身世帯を含む

(5) 収入の種類
 勤労者世帯（一般世帯）の収入の種類をみると、もちろん勤労所得が中心となつていて、世帯員のなかに農林業・非農林業に従事するものがある関係から、農林業所得・非農林業所得のあるものは、それぞれ七・二%、五・二%で、そ

の平均額は、年額それぞれ、六千円、八千円である。財産収入のあるものは、七・三%で、その平均額は一万五〇〇円（年額）、社会保障給付のあるものは六・九%、その平均額は年額三、七〇〇円にすぎない（第7表）。三一年以降、勤労者世帯の収入の種類別に世帯数のうごきを見ると、農林業所得・財産収入・社会保障給付のある世帯は増加しているが、非農林業所得・生活保護金と、製造業、卸売小売業・金融保険不動

勤労者世帯の産業別分布をみると、第9表に示すとおり製造業が最も多く三七%でつぎが、卸売小売業・金融保険不動産（一六%）、サービス業（一四%）となつていて、最近数年間のうごきを見ると、製造業、卸売小売業・金融保険不動

2 子女の教育費
 勤労者世帯は、農家・商家のように子女にうけつがせる生産手段をもたないことなどのために、子女に高度の学校教育をうけさせ、あるいは特殊な技能を習得

族問題の複雑さを示しているといえよう（第6表）。

収入のあるものは、七・三%で、その平均額は一万五〇〇円（年額）、社会保障給付のあるものは六・九%、その平均額は年額三、七〇〇円にすぎない（第7表）。

(6) 産業別勤労者世帯
 勤労者世帯の産業別分布をみると、第9表に示すとおり製造業が最も多く三七%でつぎが、卸売小売業・金融保険不動産（一六%）、サービス業（一四%）となつていて、最近数年間のうごきを見ると、製造業、卸売小売業・金融保険不動

島根・山口である（第10表）。

農家において勤労所得のある世帯は年々増加し、三七年には四三%となった。都道府県別では、三七年には埼玉・静岡・広島・山口がこれに加わった。最近三年間の推移をみると、福岡を除くすべての県で、勤労者世帯の占める割合が増加しているが、とくに、増加の傾向が目につくのは群馬・埼玉・千葉・奈良・島根・山口である（第10表）。

愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の八大都道府県であったが、三七年には埼玉・静岡・広島・山口がこれに加わった。最近三年間の推移をみると、福岡を除くすべての県で、勤労者世帯の占める割合が増加しているが、とくに、増加の傾向が目につくのは群馬・埼玉・千葉・奈良・島根・山口である（第10表）。

都道府県別に一般世帯総数に占める勤労者世帯の割合をみると、世帯の割合をみると、五〇%を上回っているのは、三四年には、北海道・東京・神奈川

産業の増加がいちじるしく、それぞれ一・五七倍となり、総数に占める割合も増加している。世帯数が減少しているものは鉱業で三一年と三七年をくらべると一五%減少し、総数に占める割合もかなり減少している（第9表）。

7 都道府県別勤労者世帯

第 11 表 消費者物価指数

	総 合	食 料	被 服	光 熱	住 居	雑 費		
						総 合	教 育	文 房 具
昭和29年	93.7	97.5	106.8	89.4	75.1	86.8	75.2	105.8
30	92.7	94.6	102.7	89.0	78.2	89.6	78.5	102.8
33	95.5	95.8	99.9	96.1	91.2	94.3	91.4	100.2
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	105.3	106.1	103.5	104.0	106.2	104.8	109.4	100.7
37	112.5	114.7	109.5	106.0	111.3	112.1	121.8	102.5

資料出所—総理府統計局「家計調査」

第 10 表 都道府県別勤労者世帯数

(一般世帯)

	勤労者世帯数		総数に占める勤労者世帯の割合	
	34 年	37 年	34 年	37 年
北海道	564	649	55.7	60.7
青森県	89	98	34.0	37.0
岩手県	91	109	34.9	40.5
宮城県	127	151	40.7	45.6
秋田県	86	94	35.1	37.3
山形県	81	92	32.7	37.1
福島県	143	155	37.5	41.3
茨城県	119	141	30.9	35.6
栃木県	100	120	35.1	40.8
群馬県	110	133	35.6	42.6
埼玉県	205	277	45.3	54.6
千葉県	165	233	37.2	47.8
東京都	1,420	1,514	66.4	69.0
神奈川県	474	594	67.3	72.3
新潟県	168	197	37.2	41.7
富山県	89	96	43.8	45.5
石川県	88	95	45.1	45.9
福井県	58	62	37.2	39.7
山梨県	44	57	28.9	35.6
長野県	135	162	33.2	39.3
岐阜県	119	150	37.5	43.9
静岡県	237	275	45.2	50.2
愛知県	457	529	53.5	59.0
三重県	125	145	40.5	46.3
滋賀県	62	75	35.8	42.1
京都府	219	232	51.3	53.7
大阪府	746	840	62.6	65.6
兵庫県	465	552	55.4	61.6
奈良県	54	72	34.2	41.6
和歌山県	90	96	40.5	42.5
鳥取県	41	47	34.2	39.8
島根県	52	71	29.2	40.1
岡山県	130	142	37.6	41.2
広島県	227	266	47.3	54.0
徳島県	164	189	47.0	54.8
高松県	56	68	32.7	39.3
香川県	74	80	37.8	41.0
愛媛県	120	134	38.5	42.8
高知県	67	74	34.2	39.6
福岡県	517	525	61.4	61.0
佐賀県	72	70	39.3	39.8
長門県	164	168	47.3	48.7
熊本県	122	127	33.2	35.2
大分県	89	97	35.2	38.8
宮崎県	77	85	33.5	36.5
鹿児島県	123	136	28.6	32.2

資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 非農林業雇用者世帯に同じ

させることによって、生活の手段をもたせようとする要請がつよい。

(1) 家計調査等からみた教育費

総理府統計局「消費者物価指数」をみると、三〇年以降の教育費の上昇はいちじるしく、三〇年七八・五であるが、三七年には一一・八となり、食料費の上昇をはるかに上回っている(第11表)。

ところで勤労者世帯の消費支出に占める教育費の割合を「家計調査」(総理府統計局)によってみると、三〇年三・五%に対し三六年は三・一%とわずかに減少を示している(第12表)。これは最近、勤労者世帯では住居費・教養娯楽費が急激に増加したと関連があると見られる。

(2) 教育費のための貯蓄

「家計調査」からみた教育費の動向はあまり変動がみられないが、子供の教育費のために貯蓄をする勤労者世帯は最近急激に増加している。「貯蓄に関する世論調査」(貯蓄増進中央委員会)によれば、

一般的に子供の教育費のために貯蓄している世帯は増加の傾向を示しているが(第13表)、なかでも勤労者世帯は子供の教育費のために貯蓄しているものが多くしかも、増加の傾向も目だっており、第1図に示すとおり、三一年約三割に対し三七年には約四割に増加している。

(3) 父兄負担の教育費

文部省調査局調「父兄が負担する教育費」(三五年度)によれば、父兄が負担する教育費は平均して、小学校一四、五四二円、中学校一五、八一五円となっており、地域によってかなりの差がみられる。第14表に示すとおり、大中都市は小都市・町村にくらべて父兄負担の教育費が高くなっており、小都市・町村のなかでは、勤労者世帯が多いと見られる市街地域・鉱業地域は、農・漁業・山村地域よりも父兄負担の教育費が高くなっている。

この父兄負担の教育費の動向をみる

第 12 表 勤労者世帯平均1か月の消費支出

	世帯人員	消費支出	食 費	住居費	光熱費	被服費	雑 費		
							小 計	教育費	文房具費
昭和35年	(4.38)	32,093	12,440	3,139	1,552	8,934	11,028	933	126
36年	(4.22)	34,896	13,170	3,746	1,679	4,455	11,846	936	127
37年	(4.16)	37,352	13,506	3,803	1,718	4,515	13,810	1,481	258
37年10月	(4.17)	37,650	14,702	3,491	1,887	5,018	12,552	1,017	107
29年		100.0	45.5	5.8	5.0	12.6	31.1	3.4	
30年		100.0	44.5	6.1	5.0	12.2	32.2	3.5	
33年		100.0	41.2	8.9	4.6	12.1	33.2		
35年		100.0	38.8	9.8	4.8	12.2	34.4	2.7	0.4
36年		100.0	37.7	10.7	4.8	12.8	34.0	2.7	0.4
37年		100.0	36.2	10.2	4.6	12.1	36.9	4.0	0.7
37年10月		100.0	39.0	9.3	5.0	13.3	33.4	2.7	0.3

資料出所—総理府統計局「家計調査」

と、三一年を一〇〇とすれば、三五年は小学校一六四、中学校一五四、全日制高校一三三、定時制高校一三九である。教育費の内容を学校教育費と家庭教養費にわけると、小・中学校の家庭教育費の増加が目につく(第15表)。

つぎに、公費が負担する生徒一人当た

第13表 教育費のための貯蓄の動向(%)

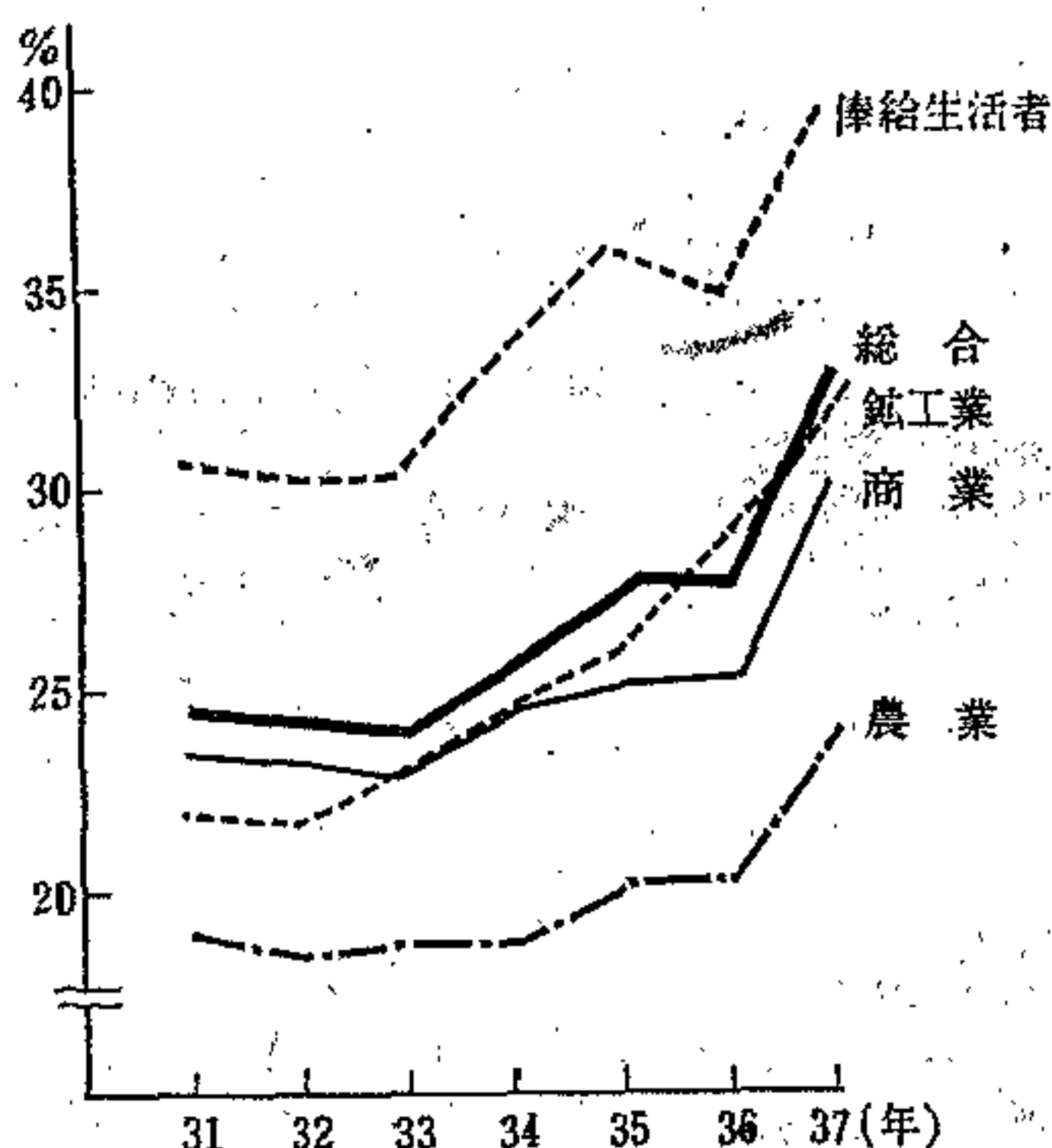
年	生活改善	子どもの教育費	結婚資金	レクリエーション	不時の災害に備えて	土地・家屋	納税	老後の生活安定	その他
昭和31年	13.6	24.5	4.3	1.5	30.6	7.2	8.9	8.1	1.3
32	13.8	24.1	4.5	1.6	30.5	7.6	8.1	8.2	1.6
33	12.2	23.9	4.5	1.6	30.5	7.2	7.3	9.5	3.3
34	10.5	25.7	4.3	0.8	32.0	8.0	4.8	10.3	3.6
35	10.8	27.5	3.5	0.7	32.4	7.8	3.8	9.9	3.6
36	11.1	27.4	3.5	0.8	31.2	8.7	3.0	11.0	3.3
37	8.6	32.3	2.1	0.4	33.5	9.7	1.1	9.1	3.2

資料出所—貯蓄増強中央委員会「貯蓄白書」

(注) 同上「貯蓄に関する世論調査」

り教育費をみると(三五年)、小学校一八、八一八円、中学校二五、八三六円、全日制高校二九、七四二円、定時制高校三〇、四六九円となっており、大まかにいって、上級学校の方が一人当たり公費負担が高い。三〇年を一〇〇とすれば、三五年は小学校一四六、中学校一六〇、全日制高校一五三、定時制高校一五六と

第1図 教育費にあてるための貯蓄の職業別割合

資料出所—貯蓄増強中央委員会「貯蓄白書」
同「貯蓄に関する世論調査」

なっており、小学校がもっとも上昇率が低い(第16表)。
参考までに、一人当たり名目国民所得の推移をみると、三一年一〇〇に対し三五年は一五〇となっており、これを公費が負担する生徒一人当たり教育費の推移とくらべると、小学校を除き、すべて上回っている(第17表)。

4. 保護者の職業別父兄負担の教育費

保護者の職業別の父兄負担の学校教育費・家庭教育費は第18表・第19表に示すとおりである。勤労者世帯が多いとみられる「事務従事者」「工業・運輸関係従事者」「鉱業等従事者」世帯における学校教育費の家庭の収入に対する割合は、小

学校・中学校・全日制高校・定時制高校にわたって、大まかにいって、「平均」よりも上回っている。とくに、「鉱業等従事者」「単純労働者」世帯のように低所得世帯が多いと見られる勤労者世帯では、家庭の収入に対する学校教育費の割合がたかい。家庭教育費は「事務従事者」「工業・運輸関係従事者」世帯では上級学校になるほどその額が少なくなっているが、単純労働者世帯では上級学校になるにしたがって高くなっており、前者とは異なった傾向がみられる。(24・25ページ表参照)

第14表 地域類型別にみた大支出項目別父兄負担の教育費(実額)

		小 学 校			中 学 校		
		総 額	学校教育費	家庭教育費	総 額	学校教育費	家庭教育費
平 均		14,542円	9,236円	5,306円	15,815円	11,328円	4,487円
大中都市	工業商業地域	21,174	11,102	10,072	19,944	13,786	6,158
	工商住宅地域	24,585	14,015	10,570	23,985	14,395	9,590
	商業住宅地域	24,510	11,931	12,609	21,299	14,183	7,116
	地域商業地域	21,089	11,848	9,241	20,210	13,068	7,142
小都市・町村	漁業	9,890	6,610	3,280	11,052	8,660	2,392
	鉱業	12,617	8,854	3,763	13,680	10,152	3,528
	商業	17,069	9,946	7,123	17,896	11,811	6,025
	街地	8,141	6,581	1,560	12,374	10,272	2,102
	山村	10,657	8,181	2,476	13,378	10,491	2,887

資料出所—文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35年4月~36年3月)

第 15 表 父兄負担教育費の年次的推移 (指数)

年度	小 学 校			中 学 校			全日制高等学校			定時制高等学校		
	総 数	学 校 教育費	家 庭 教育費	総 数	学 校 教育費	家 庭 教育費	総 数	学 校 教育費	家 庭 教育費	総 数	学 校 教育費	家 庭 教育費
31	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
32	133	124	156	118	111	141	114	110	140	130	126	162
33	142	127	178	123	117	145	116	114	136	126	123	153
34	141	126	176	134	127	160	119	120	111	127	128	124
35	164	147	207	154	139	208	123	123	121	139	137	155

資料出所—文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35.4~36.3)

第 18 表 公費が負担する生徒1人当たり教育費の年次的推移

年度	小 学 校		中 学 校		全日制高等学校		定時制高等学校	
	実 額	指 数	実 額	指 数	実 額	指 数	実 額	指 数
31	円 12,896	100	円 16,116	100	円 19,456	100	円 19,504	100
32	14,067	109	18,077	112	22,303	115	22,391	115
33	14,833	115	20,533	127	23,783	122	23,325	120
34	15,932	124	22,855	142	24,724	127	24,405	125
35	18,818	146	25,836	160	29,742	153	30,469	156

資料出所—文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35.4~36.3)

注) 高等学校の数字は、「地方教育費の調査」で得られた公費の数字から、生徒から徴収した「授業料」「入学金」「検定料」「その他の手数料」の数字を差引いたものを用いている。

第 17 表 1人当たり名目国民所得の年次的推移

年 度	国民所得額	31年度を100とする指数
31	円 84,636	100
32	91,176	108
33	92,875	110
34	108,404	128
35	126,594	150

資料出所—文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35.4~36.3)

第 18 表 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費

a 小 学 校

職 業	家庭の年間 平均収入 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入に對する 比率 (B/A)	実額 (B')	指 数	収入に對する 比率 (B'/A)
平 均 者	円 503,654	円 9,080	100	% 1.80	円 5,352	100	% 1.06
△ 事務 理 務 経 営 均 者	845,697	11,080	122	1.31	10,790	202	1.28
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	491,992	10,092	111	2.05	7,314	137	1.49
△ 工 業 運 輸 関 係 事 者	549,510	9,950	110	1.81	6,800	127	1.24
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	465,587	9,633	106	2.07	5,433	102	1.17
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	598,114	9,626	106	1.61	6,716	125	1.12
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	417,597	9,300	102	2.23	3,699	69	0.89
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	399,309	9,163	101	2.29	3,405	64	0.85
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	192,040	8,205	90	4.27	4,750	89	2.47
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	397,548	7,273	81	1.83	1,674	31	0.42
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	235,914	7,177	79	3.04	1,467	27	0.62
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	353,554	6,105	67	1.73	2,667	50	0.75

b 中 学 校

職 業	家庭の年間 平均収入 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入に對する 比率 (B/A)	実額 (B')	指 数	収入に對する 比率 (B'/A)
平 均 者	円 484,008	円 11,011	100	% 2.29	円 4,300	100	% 0.89
△ 事務 理 務 経 営 均 者	853,670	13,871	125	1.62	7,455	173	0.87
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	458,443	12,176	110	2.66	5,089	118	1.11
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	585,535	11,888	107	2.03	7,205	168	1.23
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	474,875	11,110	100	2.34	4,601	107	0.97
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	490,005	11,026	99	2.25	4,487	104	0.92
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	195,414	10,986	99	5.62	2,819	66	1.44
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	465,979	10,881	98	2.33	4,441	103	0.95
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	397,660	10,004	90	2.52	2,167	50	0.54
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	428,935	9,546	86	2.22	2,725	63	0.64
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	383,827	9,218	83	2.40	1,619	38	0.42
△ 専 業 運 輸 関 係 事 者	180,970	7,085	64	3.92	2,052	48	1.13

資料出所—文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35.4~36.3)

注) △ 勤労者世帯が多いとみられるもの

第 19 表 保護者の職業別にみた家庭の年収人と父兄負担の教育費

a 全日制高等学校

職 業	家庭の年間 平均収入 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入に対す る比率 (B/A)	実額 (B')	指 数	収入に対す る比率 (B'/A)
平 均	円 480,981	円 30,945	100	% 6.42	円 3,720	100	% 0.77
管 理・経 営 者	831,446	35,056	113	4.22	6,764	182	0.81
農・林 業 従 事 者	450,679	31,587	102	7.01	2,703	73	0.60
漁・水 産 業 従 事 者	437,368	31,070	100	7.10	3,078	83	0.70
△工 業・運 輸 関 係 従 事 者	468,690	30,769	99	6.56	4,106	110	0.88
販 売 従 事 者	493,238	30,652	99	6.21	3,708	100	0.75
専 門・技 術 者	564,682	30,420	98	5.39	5,004	135	0.89
事 務 従 事 者	426,266	29,710	96	6.97	4,364	117	1.02
鉱 業 等 従 事 者	401,091	28,627	93	7.14	2,469	66	0.62
無	216,584	28,429	92	13.13	4,066	109	1.88
サ ー ビ ス 職 業 者	368,014	27,846	90	7.57	2,569	69	0.70
単 純 労 務 者	273,353	25,875	84	9.47	2,583	69	0.94

b 定時制高等学校

職 業	家庭の年間 平均収入 (A)	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実額 (B)	指 数	収入に対す る比率 (B/A)	実額 (B')	指 数	収入に対す る比率 (B'/A)
平 均	円 377,654	円 18,259	100	% 4.84	円 2,405	100	% 0.64
漁・水 産 業 従 事 者	310,923	19,071	104	6.13	2,294	95	0.74
△鉱 業 等 従 事 者	397,125	18,936	104	4.77	2,217	92	0.56
農・林 業 従 事 者	400,556	18,863	103	4.71	1,807	75	0.45
管 理・経 営 者	596,060	18,673	102	3.13	4,667	194	0.78
△事 務 従 事 者	371,426	18,667	102	5.03	2,854	110	0.77
△工 業・運 輸 関 係 従 事 者	342,376	18,193	99	5.31	3,071	128	0.90
△単 純 労 務 者	283,051	18,162	99	6.42	3,534	146	1.25
サ ー ビ ス 職 業 者	304,356	17,636	96	5.79	2,533	105	0.83
専 門・技 術 者	391,664	17,022	93	4.35	2,348	98	0.60
販 売 従 事 者	367,291	16,336	89	4.45	2,982	124	0.81
無	216,063	15,420	84	7.14	2,132	89	0.99

資料出所 文部省調査局「父兄が負担する教育費」(35.4~36.3)

注) △勤労者世帯が多いとみられるもの

(表紙3からつづく)

○婦人少年局人事異動(こども)

(福岡婦人少年室長補佐) 椎原 美代

愛媛婦人少年室長

(青森婦人少年室長) 高岡 志津

大阪婦人少年室長補佐

(長崎婦人少年室長補佐) 吉元喜美子

福岡婦人少年室長補佐

(岐阜婦人少年室長) 中島歌訪子

岐阜婦人少年室付

(愛媛婦人少年室長) 平田 文子

庶務課家事サービス訓練係長

(大阪婦人少年室長補佐) 鈴木 栄子

年少労働課広報係長

(以上八月三十日付)

東京婦人少年室 富田 公子

(鹿児島県技術吏員) 蘇 登志恵

鹿児島婦人少年室名瀬駐在員室

(以上九月一日付)

二 ころんになりましたか

(年少労働課)

○パンフレット「年少労働者福祉員」

No. 2 一九六三年七月発行

○年少労働者と福祉 A5版 六〇頁

— 年少労働者福祉員活動のための

参考資料 —



昭和三十七年

女子保護の概況

女子保護実施状況調査より

「女子保護実施状況調査」は、昭和二七年以来毎年婦人少年局が行政管理庁の承認を得て実施している調査であつて、調査事項は、労働基準法に定められている産前産後の休業、育児時間、生理休暇などの母性保護規定の実施状況を中心としているものであるが、昭和三十七年分の調査結果がまとまつたので、その調査結果を紹介しよう。

なお、今回の調査対象は、農林水産業および公務を除く全産業の常時三〇人以上の労働者を使用する事業場であり、昭和三五年度の事業所統計調査による事業場を母集団として、産業別、規模別に一定の割合で無作為に抽出した四、四三四事業場を対象として通信調査を行つたもので、調査結果の数値は、常時三〇人以上の労働者を使用する全事業場に対応するものとして推計したものである。

一 女子労働者および有夫者

(一) 女子労働者および有夫者の推移

調査対象事業場における昭和三十七年一年間の女子労働者の雇用の伸びは一・七%増であり、三六年(九・一%)より減えた。これを産業別にみると、三三年以

来引き続いて減少していた鉱業が一二・六%減と著しく減少しており、また、建設業・不動産業・製造業においても若干ではあるが減少している。増加の割合の最も大きかったのは、運輸通信業(六・八%)で、続いて卸売小売業(六・三%)、金融保険業(四・八%)、サービス業(三・七%)の順となっている。

次に、三十七年一年間の有夫労働者の雇用の伸びをみると、総計で五・〇%増となっている。産業別には、サービス業・卸売小売業・不動産業・製造業等において有夫労働者が増加し、鉱業・建設業においては減少しているのであるが、鉱業においては実に二七・八%も減少している。

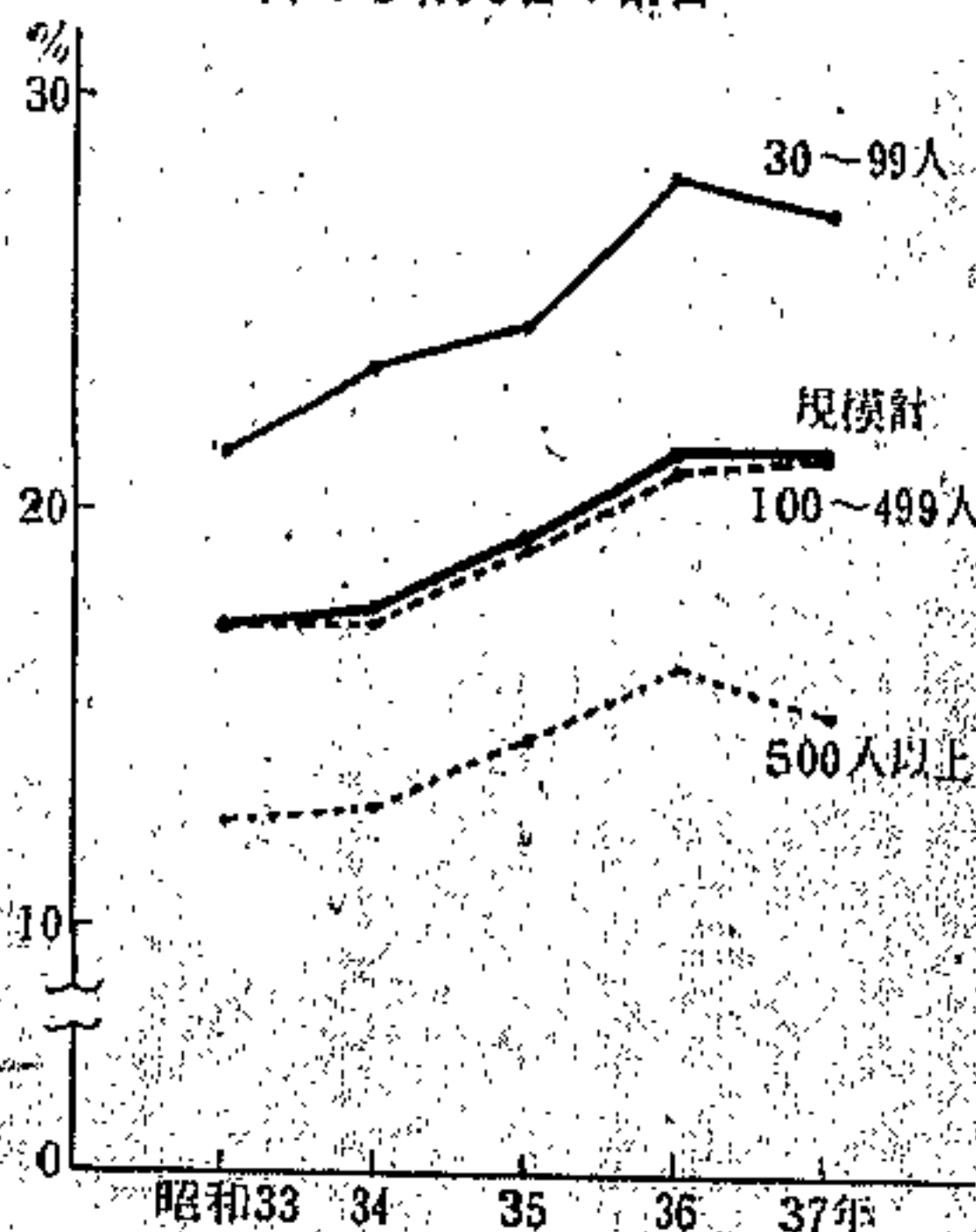
さらに、三十七年一年間に退職した女子労働者の全女子労働者に対する割合をみると総計では二四・七%と前年(二六・二%)より若干低下している。産業別には、鉱業・建設業・製造業・卸売小売業・不動産業において高く、規模別には中規模事業場が高くなっている。

(二) 全労働者の中に占める女子労働者の割合

調査対象事業場の労働者の中に占める

女子労働者の割合は三〇・五%であり、過去四年についてみると、三三年二七・七%、三四年二九・八%、三五年二九・〇%、三六年二九・六%とはほぼ逐年上昇の傾向をみせている。女子労働者の割合は、

第1図 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合



(各年とも12月31日現在)

産業別には、例年と同様サービス業・卸売小売業・金融保険業・不動産業等の第三次産業で高く、規模別には、大規模事業場ほど低くなっている。

(三) 女子労働者の中に占める有夫者の割合

女子労働者の中に占める有夫者の割合は二一・七%であり前年と同率である。この割合を産業別にみると、鉱業・建設業・電気ガス水道業等の女子労働者の割合の低い産業およびサービス業において高くなっている。規模別には、小規模が二七・四%、中規模が二一・三%、大規模が一五・二%と、大規模事業場ほど有夫者の割合は低くなっている(第一図)。

有夫者の割合を産業別に前年と比較すると製造業およびサービス業においては増加しているが、他の産業ではすべて減少を示している。

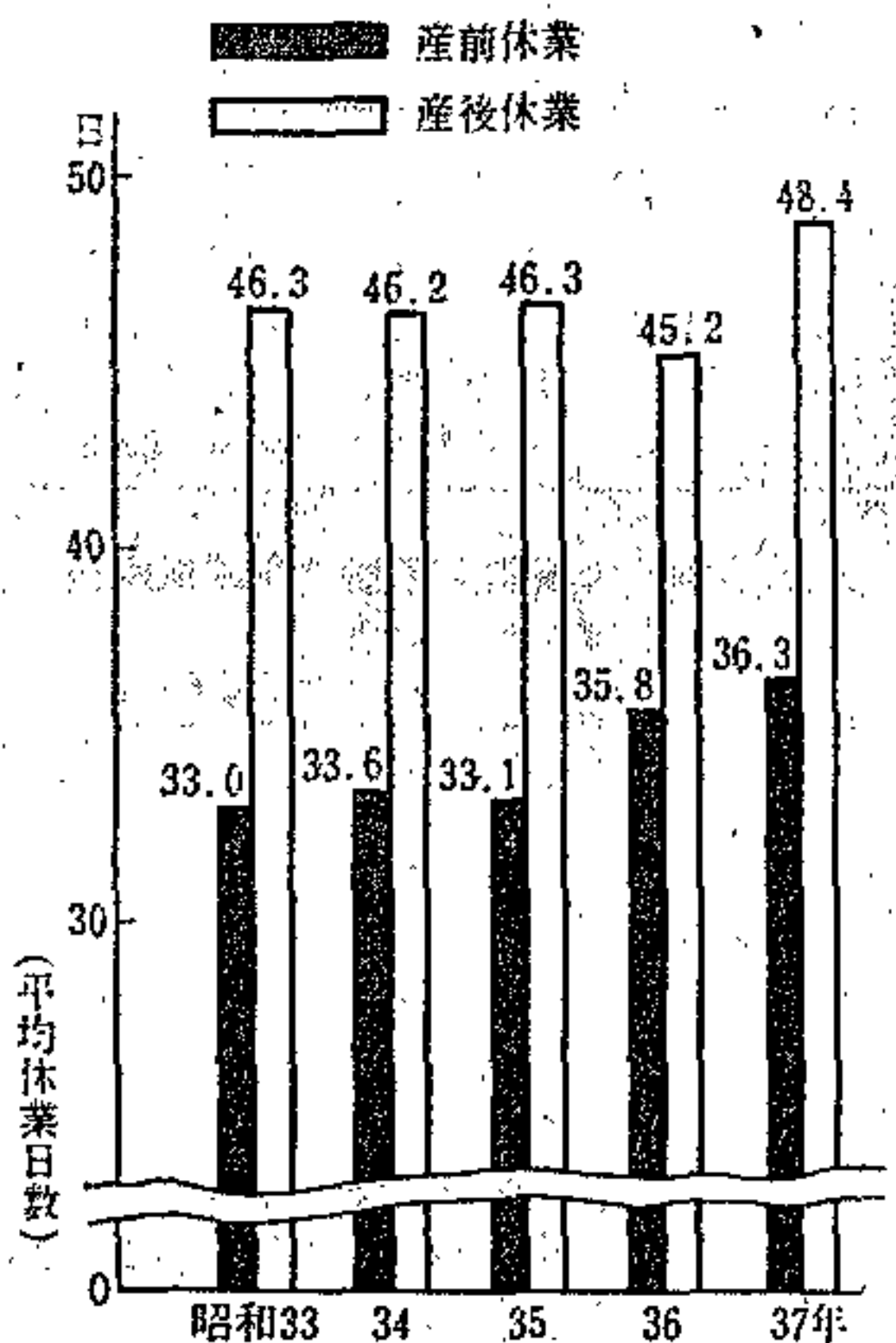
二 女子保護実施状況

(一) 産前休業の状況

三十七年一年間における産前休業者の有夫者の中に占める割合は一〇・五%であり前年(一一・三%)より減少した。産前休業者の割合は、産業別には、運輸通信業・サービス業・電気ガス水道業・卸売小売業において比較的高く、規模別には、小規模七・七%、中規模一〇・五%、大規模一六・七%と大規模事業場ほどその割合が高くなっている。産前休業者の休業日数六週間以内のものと、六週間を超えるものとにわけると、前者が六四・九%、後者が二六・五%を占めているが、前者の割合は年々減少の傾向にある。

次に、産前休業者の平均産前休業日数についてみると、三六・三日であり、逐

第2図 産前産後平均休業日数の推移



年(四五、二日)より三・二日増加した(第ニ図)。これを規模別にみると、小規模が五一・二日、中規模が四八・二日、大規模が四六・三日で、

第1表 規模別、年別の妊娠または出産による退職者の割合

(妊娠婦数=100)

規模別	年別	37年	36年	35年	34年	33年
計	%	47.2	46.0	38.9	41.8	41.1
30人～99人	%	55.9	51.2	43.6	44.8	45.6
100人～499人	%	46.4	44.6	37.3	41.8	39.5
500人以上	%	39.3	40.1	35.8	39.0	39.1

第2表 退職時期別、年別の妊娠または出産による退職者の割合

退職時期別	年別	37年	36年	35年	34年	33年
計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産前休業前の退職者	%	39.4	39.5	40.5	42.5	48.0
産前休業中の退職者	%	2.8	17.6	15.0	11.3	10.8
産後休業中の退職者	%	8.4				
産後休業後の退職者	%	49.4	42.9	44.5	46.2	48.9

第3表 規模別、年別の軽易業務転換者の割合

(妊娠婦数=100)

規模別	年別	37年	36年	35年	34年	33年
計	%	11.8	8.2	8.9	10.3	9.5
30人～99人	%	16.3	9.3	12.2	11.4	12.9
100人～499人	%	11.1	9.6	8.0	10.7	8.9
500人以上	%	8.1	4.9	6.2	8.5	6.8

退職者の割合は前年にくら

ベ六・五%も増加している(第二表)。

田産前における軽易業務転換の状況

妊婦のうち軽易業務に転換したもの

の割合は一一・八%で、前年(八・二%)

より三・六%増加した。規模別には、例

年のとおり小規模事業場における転換者

の割合が高く(第三表)、産業別には、サ

ビス業(二六・一%)、製造業(一五・五

%)において転換者の割合が高く、金融

保険業、建設業、電気ガス水道業、不動

産業では低くなっている。

六育児時間の請求状況

三七年中に出生し、引き続き勤務し

ている者のうち育児時間を請求した者の

割合は三四・〇%で、前年とはほぼ同率で

ある。規模別には、小規模二七・一%、

中規模三一・二%、大規模四五・〇%と

大規模事業場ほどその割合が高くなっ

年増加の傾向がみられる(第二図)。産業別では、不動産業(四三・一日)、卸売小売業(四二・三日)、運輸通信業(三九・二日)においては多く、電気ガス水道業(三一・二日)、鉱業(三一・三日)、建設業(三一・一日)では少なくなっている。

小規模事業場において多くとられており産前休業の場合とは異った傾向を示している。産業別には、卸売小売業(五一・三日)、製造業(四九・六日)が多く、サービス業(四三・三日)、鉱業(四四・三日)においては少ない。

三出産のうち占める死産の割合

規模別では、小規模が三四・五日、中規模が三六・二日、大規模が三七・八日と、大規模事業場において多くとられて

いるが、これは例年と変りがない。

二産後休業の状況

産後休業者を休業日数別にみると、五週間以上六週間以内のものが四四・六%(三六年五五・二%、三五年五六・九%)であり、六週間をこえるものが四〇・五%(三七・八%、三六・二%)であり、六週間をこえるものの割合が逐年上昇している。

平均産後休業日数は四八・四日で、前

口動態調査は、雇用者に限らず全国民を



婦 人 労 働 の 実 情

一九六二年

三年余にわたる好況の後、国際収支改善を目標として、一九六一年秋に景気調整策がとられたが、その影響は労働経済の面にも次第に及んできました。しかし、その影響が比較的軽かったために、雇用・労働市場・賃金等の各方面において前年より一段と改善されました。

まず、経済界の景気調整の影響は企業における雇用労働者の入職の引締め・手控え・延期としてあらわれ、一部の企業分野にも波及しましたが、その結果、小企業における人手不足が僅かながらも緩和しました。

しかし、労働力の需給の不均衡は、相変らずいじりしく、新規卒者を含む若年層については不足を来とし、その反面、中高年層の就職難は依然として解消しておりません。

賃金の上昇は相変わらず大幅にみられ、男女別格差が縮小してきております。他、面食料品やサービス料金等を中心に消費者物価が大幅に騰貴したため、実質賃金はそれ程伸びをみませんでした。

女子雇用者は前年に引き続き増加しましたが、その伸びは前年ほど大きくなく、その増勢はややにぶりました。

一 女子の就業者

(1) 就業者

女子労働力人口のうち、就業者は一、八三九万人となり、これを農・非農制にわけると、農林業は六九六万人、非農林業は一、一四二万人で、前年にくらべ農林業は二二万人減、非農林業は三二万人の増加、農林業の減少傾向は年々顕著となり、非農林業の比重が前年よりさらに高まりました。

次に従業上の地位別をみますと、自営業主が二五二万人（一三・七％）、家族従業者八〇二万人（四三・六％）、雇員者七八五万人（四二・七％）で、年々、家族従業者は減少傾向を辿り、雇員者は大きく伸びていますが、男子の家族従業者が就業者数の一〇・七％に過ぎないのとくらべて特徴的です（表紙2上図参照）。

(2) 雇員者

女子の雇員者は、年平均七八五万人となり、雇員者総数中に占める割合は三一・五％となりました。戦後の女子の雇員増加の推移をみますと、一九五三年を一〇〇として、一九五八年に二四六となり、一九六二年には一八三となつて、約二倍

となっています。一方男子は一九五八年一二五、一九六二年一五〇で、男子に比べて女子の増加率が高いことを示しています（表紙2下図参照）。

一九六二年の女子雇員者の増加を産業別にみると、第一に注目されることは、増加の中心が、卸小売・金融保険・不動産業で、増加総数四七万人中一七万人を占めていることです。製造業は前年は二万人増で第一位でしたが、本年は一六万人増で二位になっています。前年減少していた公務が本年は二万人増となり、農林業は五万人と大幅に減少しています。

次に女子雇員者がどのような産業分野にひろがっているかをみますと、製造業に二九〇万人（三六・九％）、卸小売・金融保険・不動産業に、一九四万人（二四・七％）、サービス業に一八七万人（二四・八％）が就業し、この三産業に女子の八五％が集中していることは例年と変わりありません。

次に事業場の規模別に女子雇員者の分布をみますと、最も多いのは五、二九人の事業場で二六・四％、三〇、九九人では二〇・三％で、これに一、四人の一三・二％を合わせますと、女子雇員者の六〇％は一〇〇人未満の中小企業に働いていることとなります。

女子雇員者を最も多く吸収している製造業では、一〇〇人未満の事業場に四八・八％、それ以上の規模の事業場に五一・

二％とほぼ半々の割合で分布しております。やや大規模における比重が高まっています。製造業のうちでも特に、電気機械器具製造業では一〇〇人未満には二〇・八％しか雇用されておらず五〇〇人以上に半数以上の五一・九％が雇用されています。しかし、衣服その他の繊維製品製造業では一〇〇人未満の事業場に七二・三％が雇用され、五〇〇人以上では僅かに二・三％に過ぎません。また卸小売業では五、二九人の事業場に四〇・一％、一、四人に二五・三％とあわせて六五・

産業大分類別賃金上昇の動き

(常雇 30 人以上規模事業所)

区 分 産 業	現金給与総額		対 前 年 増 加 率					
	(1962年)		1962年		1961年		1960年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
総計	16,000	35,012	14.9	9.9	13.2	11.5	8.6	8.3
製造業	13,027	35,145	7.8	9.9	5.9	9.9	4.3	7.3
建設業	13,278	29,945	14.9	14.3	12.6	20.4	8.3	9.9
卸小売業	14,406	33,869	15.5	8.5	14.2	11.0	11.0	8.8
金融業	16,349	34,006	13.5	11.6	11.3	7.5	7.6	9.2
保険業	23,841	50,949	13.8	11.9	9.2	10.8	4.1	6.9
不動産業	21,768	37,512	15.2	12.0	14.4	11.9	6.6	8.1
その他	26,915	46,018	11.4	10.9	12.6	13.4	8.3	7.6

注) 1961年の対前年増加率はサンプル替えによるギャップ修正済み
(労働省毎月勤労統計甲調査)

四男が三〇人未満の小零細企業に集中しております。

二、賃金

一九六二年の婦人の賃金は、三年余の長い好況の遺産をうけついで、それまでの著しい賃金の上昇傾向を引き続き維持し、近年における最高の上昇率を示しました。毎月勤労統計調査によれば、女子の一人一か月平均月間現金給与総額は、一六、〇〇〇円で前年の一四・九％増、男子は三五、〇一二円で前年の九・九％増となっております。これを好況期の前年と比べてみますと、女子は前年の大幅な増加率一三・二％増をさらに上回っているのに対し、男子は前年の一一・五％をかなり下回っています。そして一九五八年以来、女子の賃金上昇率が終始男子のそれをわずかずながら上回っている点が注目されます。現金給与総額のうち、

女子の定期給与は一二、八四八円、特別給与は三、一五二円となっており、前年（定期給与一一、一六三円、特別給与一、七六〇円）と比較しますと、大きく上昇していますが、対前年増加率で見ますと、定期給与は一五・一％（前年一〇・二％）、と前年の増加率を上回ったのに対し、特別給与では一四・二％（前年二〇・八％）と前年の増加率をかなり下回っています。これは景気調整の影響が主として特別給与にあらわれたことを示しています。なお定期給与上昇の要因とし

ては、一九五九年以降の好況のあとを受けて、今期の景気調整の影響が全体的に軽微で、引続く若年労働力不足、特に新規学卒に対する求人難に伴い、中小企業を中心に初任給、若年層の賃金が大幅に引きあげられたこと、これに伴って賃金体系の不均衡是正によってかなり上の年齢階級にまで賃金上昇の効果が波及したこと、さらにかなり高水準のベースアップが実施されたことなどの要因が考えられます。

以上述べてきたように、一九六二年の女子の賃金は近年最高の上昇を示しましたが、また消費者物価も生鮮食料品を中心とする食料費と入浴料・理髪代・パーマ代等のサービス関係を中心として雑費などにおいて大幅に上昇し、その結果実質賃金は、名目賃金の対前年増加率一四・九％増に対し、七・五％増とはるかに低くなっています。

次に産業別に女子の平均月間現金給与総額をみますと、最高が電気・ガス・水道業の二六、九一五円、次いで金融保険業の二三、八四一円、運輸通信業の二一、七六八円、卸売業・小売業の一六、三四九円、製造業の一四、四〇六円、建設業の一三、二七八円の順になっており、最低が鉱業の一三、〇二七円となっています。対前年増加率で見ますと、増加率の最も高かった産業は製造業の一五・五％増、次いで運輸通信業の一五・二％増で、反対に最も低かった産業は鉱業の七

・八％増となっており、鉱業を除く他の産業で一〇％以上の増加率を示しています。製造業の中では、衣服・木材・家具繊維等の従来比較的低賃金の消費関連中小企業性産業で増加率が高くなっています。

規模別に女子の平均月間定期給与額をみますと、企業規模一、〇〇〇人以上で一五、七〇四円、五〇〇～九九九人で二、八七三元、一〇〇～四九九九人で二、二七九円、三〇～九九九人で一、四六四円、一〇～二九九九人で一、〇四六円となっており、規模一、〇〇〇人以上を一〇〇とする、それぞれ八二・〇、七八・二、七三・〇、七〇・三となつています。このように女子の規模別賃金格差はなお大きく開いています。一九五八年と比べると著しく縮まってきており、これは近年中小企業賃金上昇が著しかったことによるもので、一九五八年から一九六二年に至る賃金の上昇率は一、〇〇〇人以上三四・四％、五〇〇～九九九人四六・一％、一〇〇～四九九九人五五・六％、三〇～九九九人五五・九％、一〇～二九九九人六六・六％と規模が小さくなるに従って上昇率は大きくなっています。

年齢階級別賃金をみますと、女子一七歳以下の平均月間定期給与額は九、三七四円で年齢が高くなるにつれて給与は少しずつ上昇し、三〇～三四歳で一六、二三〇円と最高になり、さらに年齢が高くなるに従って給与は徐々に低下し六〇歳以上では一二、三七〇円と下つてきています。一方男子の場合は一七歳以下九、二六四円で四〇～四九歳で三八、七〇一円と最高になり、年齢が高くなるにつれて、男女でかなりの開きがでてきます。これは女子労働者が低学歴、短期不熟練労働の分野に集中していること、年齢が高くなるにつれて職務内容、責任、職場内の地位が、一般に年齢に比例して高くなるということを反映しています。勤続年数別の女子の賃金にも同様な傾向がみられます。

次に初任給をみますと、引き続き若年層を中心とした労働力不足により一九六二年三月の女子の新規学卒者の初任給は、中学校八、九九〇円、高等学校一、一〇〇円、短期大学一三、二七〇円、大学一七、二〇〇円となっており、前年に対してそれぞれ二六・八％、二二・六％、一七・四％、八・二％増と大幅な増加を示しています。

男女賃金格差は、最近の女子賃金の男子賃金を上回る大幅な上昇により、わずかながら年々縮小する傾向を示しており、男子の賃金を一〇〇とすると、女子

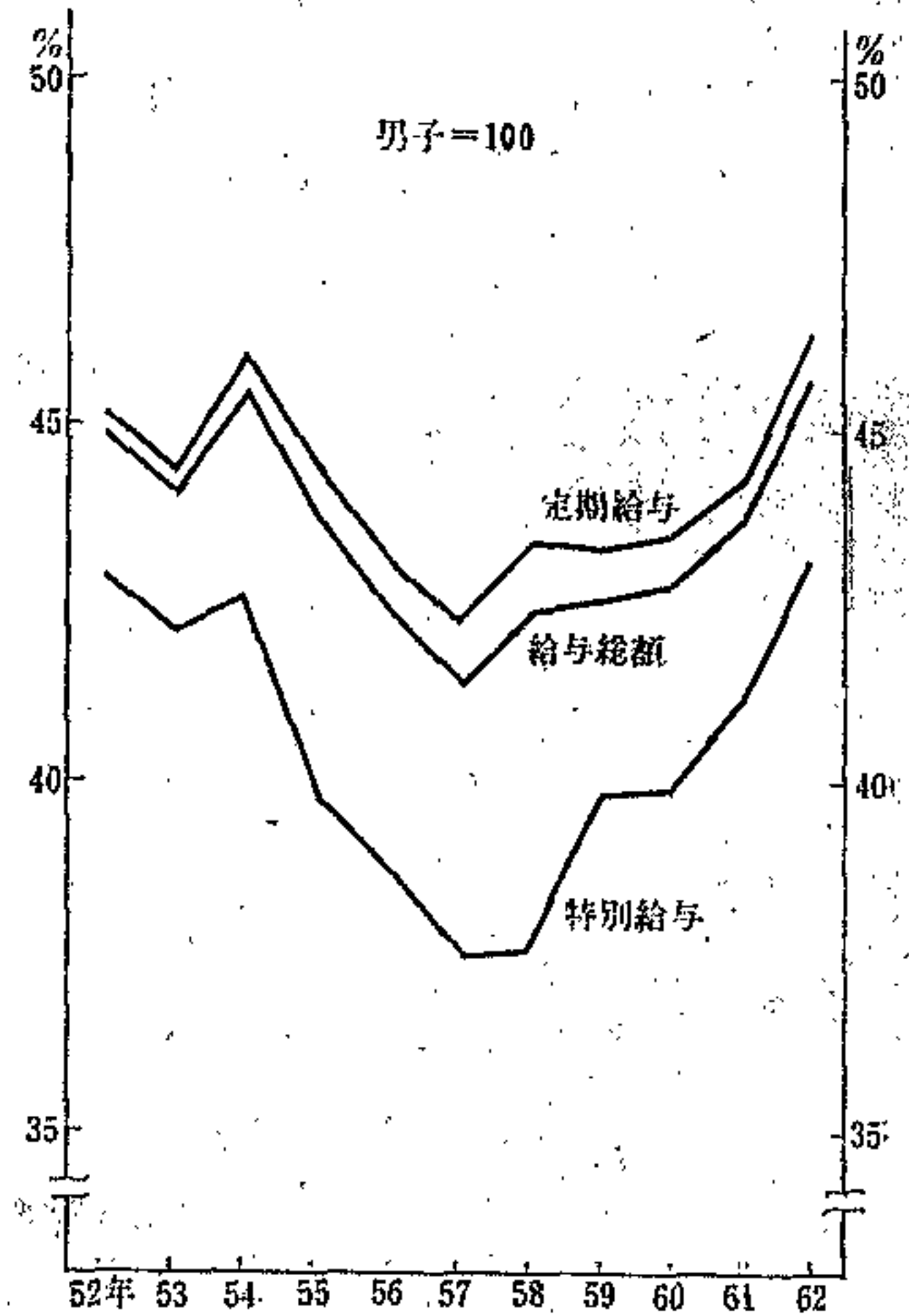
の賃金は現金給与総額で、一九五八年四二・四、一九六〇年四二・八、一九六一年四三・七と次第に縮小し、一九六二年には四五・七となっています。

産業別にみて比較的男女別格差の小さい産業は電気・ガス・水道業の五八・五、運輸通信業の五八・〇となっており、反対に大きい産業は鉱業の三七・一、製造業の四二・五となっています。

労・職別では、各規模とも労務者より職員の男女格差が大きく、全体では労務者四七・一、職員四一・〇となっています。

年齢別では、一八歳未満では一〇一・

男女賃金格差の推移



労働省一毎月勤労統計甲調査

二と、女子の方が高くなっていますが、年齢が高まるにつれて格差は大きくなり、四〇〜四九歳では三九・七と最高の開きを示しています。

新規学卒者の初任給の男女賃金格差を見ると、男子を一〇〇として女子中学校卒九五・九、高校卒八八・〇、短期大学卒八七・三、大学卒九一・二となっています。

職場に働く女性は年々ほぼ五〇万人

ずつふえて、昨今では八〇〇万人にのぼっています。また既婚者の率も上昇し、女子雇用者のうち、配偶者のあるものは半に達しています(昭和三五年国勢調査)。勤続年数についても平均では四年足らずですが、どこの職場でも一〇年選手とよばれる女子がふえつつあるのが現状です。このような状態のなかで、職場の管理者は「女の子の扱いはいかにあるべきか?」「いやもう、この頃の女の子は要求ばかり一人前にするからうるさくて……」「しかし、現実には目の前にいるんだからよく働いてもらうためには管理者たる者勉強しなくては……」と頭をかかえていらっしやる方が多いと思います。

著者紹介

伊東喜四郎著

職場の女性

—その心理と管理—

かむという立場から、職場で実際に女子労働者と接した経験を記録したものが集大成されているのですから、実験的であるという点から大いにうなずかせられるところが、管理者諸氏も思い当たる

著者は、「わたくしは、女性とともに三〇年間働いてきましたが、ほんとうのところ、まだ女性の正しい扱い方がわかっていないというのが本音です」と述べています。しかし、それほどむずかしいものであっても、女性の心理を正しくつ

とは、部下の人間性を生かすことで、それには平凡なことを平凡に実行するというのが結論のようです。「女子従業員が職場で働いているときは、女性であることを意識してはおりません」この辺のところが女子労働者の能力をひき出せる鍵なのではないでしょうか。(S・H)

(日本能率協会出版二〇〇円)

労働者の側にも問題はいろいろあるが、要は経営者や監督者がもっている古い女性観や、言い古された事実から抜けきって、新しい女性を扱う新しい管理者になるべきではないかということのようです。

著者の言葉を借りれば「職場の問題は、監督者自身が原因を作っていることが少くないのです。部下の正しい扱い方

労働契約書

私事今般御当家パーマメント美容院へ
見習者として御採用下さるにつき、左記
事項絶対に遵守いたします。パーマネ
ント技術一人前になりたる当日より向う一
年間は無条件にて当家へ御勤めいたしま
す。私事万一見習中事故を起し、誓約不
履行の場合は、御採
用日より費用全部
を負担いたします。

年 月 日

住所 氏名

保証人

保証人

〇〇殿

見習制度と法律

労働基準法第十六条の規定

美容見習として右
のような労働契約を
結んだものが、途中
家事都合のため退職
を申出たところ、事
業主から労働期間中
の食費合計額の支払
請求を受け、これは
果たして適法かどう
かと監督署に申告に及んだ例がある。

美容師や看護婦・准看護婦の免許を得
るための都道府県知事や国家の行なう試
験の受験資格はそれぞれの養成施設であ
る一定期間養成を受けることその他が要
件とされている。従来から美容院や個人
経営の医院では、一人前の美容師や看護

婦になるまでの養成を受けるものを「見
習」として雇い、その間は雇主が養成に
要する費用を負担してやることとがほとん
ど通例とされている。このこと自体は決
して悪いことではないが、その労働関係
の実態には、昔の徒弟制度の色彩がまだ
あををとどめていて、問題も少なくない
ようである。

これもある地方の小都市で極く最近起
こった例であるが、将来の白衣の天使を
夢みた一少女が、中学を出るとすぐ、そ
の土地でも有名な医院に「見習」として
勤めた。しかし、その労働があまりにも
過重なので、やめたいと申出たところ、
最初の約束と違うから、養成中負担して
やった金額はそっくり返してもらいた
い、そうしなければお前の持ち物もわた
すわけにはゆかぬ、ということになって
しまった。

なるほど彼女は、もし万一養成期間中
自分の都合でやめるようなことがあれ
ば、負担してもらった費用は全部お返し
します、という一札を保証人連名の上と
られていた。

契約期間中に労働者が転職したり、勝
手にやめてしまったりすることを防止す
るために、契約不履行の場合には一定額
の違約金を支払うことを約束させ、ある
いは労働者が機械を破損したり不良品を
作った場合に、損害賠償として一定金額
を本人・親元・身元保証人等に支払わせ
ることは、結局において労働者の自由意

思を束縛し、労働を強いることになる。
そのようなことを防止するために設けら
れたのが、「使用者は、労働契約の不履
行について違約金を定め、又は損害賠償
額を予定する契約をしてはならない」
という労働基準法第十六条の規定であ
る。

前にあげた美容師や看護婦見習の事例
は正しくこの条項にふれる問題である。
まして見習看護婦として採用された彼
女の実態をさらにつきとめてみると、賃
金額も明らかでなく、仕事は医師家族の
居間の清掃や身の回り、病室の清掃、
入院患者への食事の運搬・あとかたづけ
等果たして家事使用人やら本来の看護婦
見習やら、さだめがつかなかったとい
う。

だが、雇われる際、自らの労働条件
(労働時間・賃金・仕事の内容等)をは
っきりさせておかなかったからいけない
とこの少女を責めるわけにはゆかない。
なるほど労働者と使用者は対等の立場に
立って自由な契約を結ぶということが近
代法の原則でもある。

しかもなお、実質的な対等関係を確保
するため、労働契約の締結に際しては、
労働者に対して賃金・労働時間その他の
労働条件を明示することを使用者に義務
づけている労働基準法第十五条の規定、
その他いろいろの労働契約に關しての規
制が存在しているのである。
ここにやや古めくが形式的には対等の

契約の名のもとに行なわれていた大正初
め頃の契約書をふり返って見よう。

私儀、今般實社職工ニ御雇入被下候ニ
付テハ御規則堅ク遵守可致ハ勿論、何レ
ノ役務ニ従事スルモ誠實勉勵シ給料ハ御
見込ニ随ヒ可申万一職務ニ堪ス向後實社
ニ従事シ難キ事故候節ハ其事情申上ケ御
許可ヲ得テ退進可致且又御使役中御損失
ヲ醸シ候節ハ本人及加判者一同引受弁償
ノ義務ヲ竭シ貴殿ニ御迷惑相掛ケ申間敷
候、依テ受証人連署一札如件

年 月 日

現住所

被雇人

受 人

保証人

〇〇 御中

「どんな仕事をさせられても」給料は
御意のまま……これが対等の私人間の
雇用契約といえるであろうか。まさに使
用者の恣意的な一方的な押しつけにはか
ならない。しかし、これと同じ思想が、
社会の一部においてではあるといえ、今
なお暗く流れていることは残念なこと
である。

×

×

×

女子の就業者数と完全失業者数 (1963年5月)

一人一か月平均現金給与総額

(1963年5月)

産業	女子	男子	男女計の割合	女子の割合	女子の雇用率	女子の前月との比較
就業者	万人 1,940	万人 2,812	% 40.8	%	%	万人 + 2
自営業者	259	758	25.5			+ 3
家族従業者	862	315	73.2			- 23
雇用者	818	1,737	32.0	100.0		+ 23
農林業	24	26	48.0	2.9		- 1
漁業、水産養殖業	2	16	11.1	0.2		- 1
鉱業	5	36	12.2	0.6		0
建設業	27	170	13.7	3.3		- 1
製造業	297	631	32.0	36.3		+ 8
卸小売、金融保険、不動産業	207	306	40.4	25.3		+ 7
運輸通信、電気、ガス、水道業	32	227	12.4	3.9		- 4
サービス業	201	201	49.9	24.6		+ 11
公務	23	124	15.6	2.8		+ 3
完全失業者	21	17	55.3			+ 1

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 14,360	円 30,684	% 46.8
鉱業	11,930	29,735	40.1
建設業	12,921	27,930	46.3
製造業	12,914	29,674	43.5
卸売業	15,465	30,616	50.5
小売業	20,085	42,235	47.6
金融業	15,854	36,596	43.3
不動産業	18,437	32,189	57.3
運輸業	22,013	36,869	59.7
通信業			
電気、ガス、水道業			

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○第一一回働く婦人の福祉運動に関する新聞発表

婦人労働課では八月九日、働く婦人の福祉運動について新聞発表を行なった。

○働く婦人の福祉運動についての懇談会開催

婦人労働課では八月十五日、労働省において、労使団体代表十余名を招いて働く婦人の福祉運動に関する説明及び協力依頼の懇談会を開催した。

○北九州市小倉労働青少年ホーム完成
三七年度国庫補助により建設中のホームは八月二〇日に落成式を行ない、九月一日開所のこととなった。

○婦人少年局人事異動

(カッコ内は前任)

(建設事務官) 椎葉 茂子

熊本婦人少年室 植田 叔子

大阪婦人少年室 山田 美知

石川婦人少年室 (各通七月一六日付) 角田 純子

兵庫婦人少年室 (七月二十日付) 大山 敏男

(婦人課総務係長) 内村 恵

労働基準局労災補償部管理課管理係長

(東京労働基準局労災管理課)

婦人少年局婦人課総務係長 (各通八月一日付)

(鹿児島婦人少年室名額駐在員室)
鹿児島婦人少年室 西山ヨシ子 (八月十六日付)

(福島婦人少年室長) 水沢 玲子

岐阜婦人少年室長 朽葉 繁子

(大分婦人少年室長) 須田 み江

福島婦人少年室長 森沢 秀子

(栃木婦人少年室長) 内山 つぎ

大分婦人少年室長 桐谷 トリ

(和歌山婦人少年室長) 樋尻 千鶴

静岡婦人少年室長 岡田 重子

(婦人少年室庶務課) 青森婦人少年室長

(以下25ページ下段につづく)

昭和三十八年九月一日 印刷
昭和三十八年九月五日 発行
婦人少年協会 第十一巻第九号
定価 六十円 千六円

編集人 久米 愛

発行人 平林 たい子

印刷人 網野 栄

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九五九八七
振替口座東京一〇七九二四

ライオン油脂株式会社



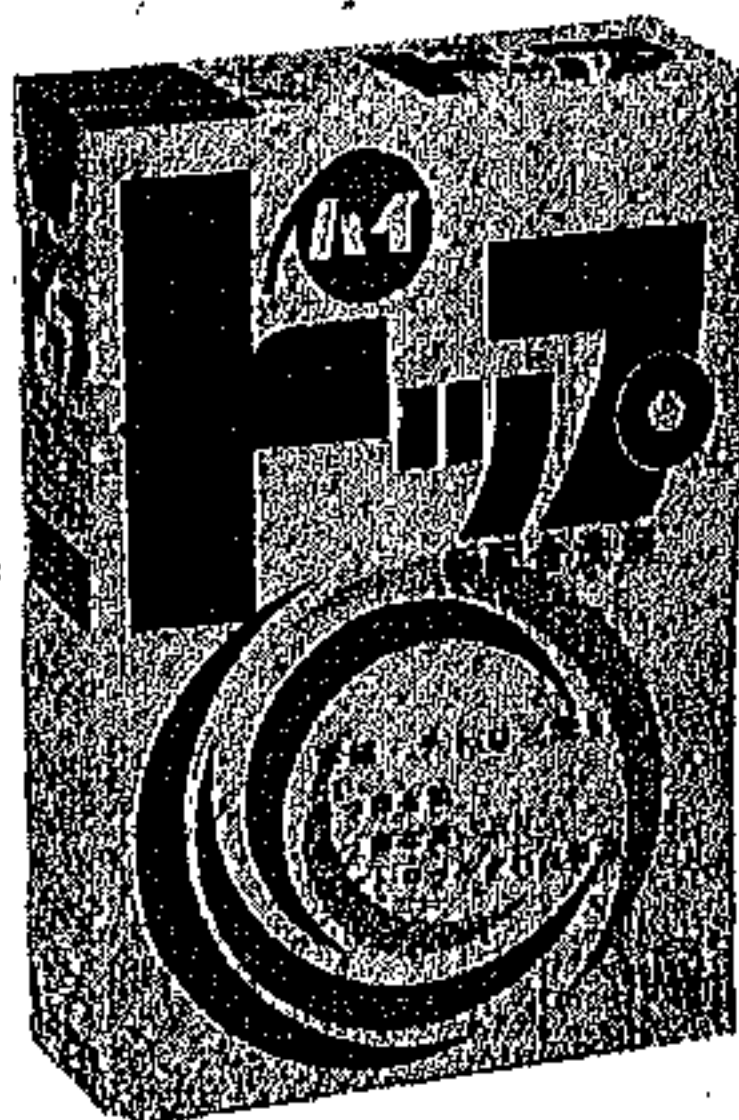
パツと泡だち...

すすぎのときスーッと泡が消える

《発売して一年》
泡をコントロールした
ハイトップが大好評です

それはハイトップの新しい特
長が お洗たくを合理化する
奥さまのご希望にぴったりだ
からです

ハイトップは パツと泡だち
汚れをグングンおとし すす
ぐときスーッと泡が消えて
すすぎ排水がラク



ハイトップはお洗たくの時間
をグンと短かくし 特殊仕上
げ剤のキキメで まっ白にふ
っくらと仕上げます

木綿・テترون洗いに

トップ

50円・100円・200円・500円・1000円缶